

報 告 書

令和5年5月22日

保健福祉部障がい福祉課
事案調査委員会

第1 保健福祉部障がい福祉課事案調査委員会の設置

1 設置の経緯

令和5年3月2日、民事訴訟法第234条の証拠保全の申立て（令和5年（モ）第10040号証拠保全申立）に基づく決定がなされ、3月14日、恵庭市障がい者総合相談支援センター「e-ふらっと」^{※1}において札幌地方裁判所による証拠調べが行われ、「e-ふらっと」が保有する文書を裁判所がコピーして持ち帰った。

当該申立ては、準備中の訴訟に関する証拠物の保全を目的に訴えの提起前に行われたものであり、事後に恵庭市を被告として国家賠償請求訴訟を提起する予定である旨申立人（代理人）から示されていた。

申立人（代理人）の主張は、申立人を含む知的障がい者3名が、過去に住み込みで働いていた恵庭市内の■■■■牧場において、当該牧場主が申立人を劣悪な環境下で生活をさせたネグレクトのほか、申立人に無断で申立人の障害年金を引き出して費消する金銭的虐待を行っていたことを市が認識していながらこれを北海道に通報することを怠り被害を拡大させたというものである。

こうした経緯により、申立人が主張する事実があったのか、あるいは事実はどうであったのかを市として調査する必要性が生じたことから、令和5年3月27日、保健福祉部障がい福祉課事案調査委員会（以下「調査委員会」という。）を市の内部組織として設置した。

2 調査委員会の構成員

調査は、残された記録を精査するほか関係した市職員に対する聞き取りを行うこととなることから、次の役職に就く者を選任した。なお、調査委員会の設置は令和4年度に行われたが、設置日においては既に令和5年4月1日付け人事異動内示が行われており、聞き取りなどの調査が令和5年度に行われることから、令和5年度人事異動後の役職者とした。

委員長 総務部長 広中 敦
副委員長 総務部人事担当次長 池田 肇
委員 子ども未来部えにわっこ応援センター長 高橋 明子
委員 生活環境部生活環境課主査 加賀谷 隆志

調査委員会の事務局は総務部職員課が担うこととしたが、記録作成のほか保健福祉部障がい福祉課が保有する資料などを確認する必要性が生じた場合などを想定し、同課の主

査及びスタッフ各1名を事務局に加えた。

注1 「e-ふらっと」は、「社会福祉法人恵庭光風会」の事業所。市から委託を受け、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」第77条第1項第3号等に規定する相談支援事業及び就労相談・就労支援事業、「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」第32条に規定する障がい者虐待防止センター事業、また、その他の事業を担う。業務内容は後述にある別添④のとおり。

第2 調査の実施

1 調査対象職員

申立人が主張する市が虐待を把握したとされる時期であり、また、裁判所がコピーをした資料（以下「証拠資料」という。）に記載されている市が当該牧場において申立人と関わった最初の時期である平成28年7月から申立人が当該牧場を退去した令和4年8月までの間に保健福祉部障がい福祉課に在職していた職員は次のとおりである。なお、役職は当時のものであり、括弧内は在籍年度である。

佐々木 文人 障がい福祉課長（平成28年度・平成29年度）
藤本 恵美子 障がい福祉課長（平成30年度～令和2年度）
小路 雅代 障がい福祉課長（令和3年度・令和4年度）
佐藤 和彦 相談・支援担当主査（平成28年度・平成29年度）
障がい福祉担当主査（平成30年度・令和元年度）
計画推進担当主査（令和2年度～令和4年度）
狩野 志帆 計画推進担当主査（平成27年度・平成28年度）
廣瀬 郁 計画推進担当主査（平成29年度）
小山 智美 自立支援給付担当主査（令和2年度～現在）
上山 和恵 スタッフ（平成26年度～平成28年度）
※当時の氏名は熊谷和恵
平良 睦 スタッフ（平成26年度～平成28年度）
石川 五月 スタッフ（平成28年度～令和元年度）
橋爪 雄太 スタッフ（平成29年度～令和元年度）
竹内 美雪 スタッフ（平成29年度～令和2年度）
瀬川 和也 スタッフ（平成30年度～令和2年度）
高橋 祐人 スタッフ（令和元年度～令和3年度）
中井 芙由 スタッフ（令和2年度～現在）
鈴木 由衣 スタッフ（令和3年度～現在）
松永 登偉 スタッフ（令和3年度～現在）

齋藤 康子 スタッフ（令和4年度～現在）

調査対象の期間には、上記の職員（正職員）のほか、非常勤職員及び臨時的任用職員、会計年度任用職員らが保健福祉部障がい福祉課に在籍していたが、いずれも本事案への関わりはなく、また、本事案に関わりがあったスタッフの平良睦は平成29年3月に退職している。

記録で確認できたもののほか現在の障がい福祉課職員にも確認したところ、市が申立人らに生活支援などで関わっていたのは平成27年度及び平成28年度の2か年であり、その後申立人らが牧場を退所するまでは、療育手帳の申請などの事務手続で市が関わったものの、生活支援などでの関わりがなかったことから、証拠資料に記載されておらず、且つ、本事案と関わりがないことが判明した者を除くこととし、次の5名を調査対象とした。

なお、括弧内は本報告書作成時点の役職である。

佐々木文人（教育委員会教育部教育総務課長）

佐藤 和彦（保健福祉部障がい福祉課長）

狩野 志帆（子ども未来部子ども政策課長）

上山 和恵（保健福祉部介護福祉課主査）

石川 五月（総務部職員課主査）

2 調査の方法

聞き取り調査は、当時の状況について調査対象者1人ずつ個別に聞き取る方式とし、調査委員会の委員全員で聞き取りをした。

第1回調査委員会では、証拠資料のほか市内LANのファイルサーバーに残っていた当時作成し保存されていた電子データの記録を委員全員に配布し、第2回委員会までに読み込むこととした。

第2回委員会では、証拠資料や記録の内容の確認及び聞き取りすべき内容の整理などを行い、第3回及び第4回委員会で対象者の聞き取りを行った。

なお、聞き取りにあたっては、記録が残っている日付の順に時系列で当時のことを話してもらい、その後各委員から質疑を行った。また、記録が残っている日付の前後についても本事案に関して市が行ったことがないかについても確認をした。

3 調査委員会の開催状況

- 第1回 令和5年3月30日 事案の概要説明、調査日程の調整、資料配布
第2回 令和5年4月7日 疑問点及び聞き取り事項の確認
第3回 令和5年4月14日 狩野課長、佐藤課長から聞き取り
第4回 令和5年4月20日 石川主査、上山主査、佐々木課長から聞き取り

第3 調査結果

1 聞き取った内容

それぞれの聞き取った内容については、別添①～⑤のとおりである。

2 聞き取り及び書類から確認された事実（役職や氏名は当時のもの）

(1) 平成28年7月8日（金）

9時30分頃、育恵会^{註2}の■■■■氏から障がい福祉課に電話があり、育恵会の事務を担当していた狩野主査が対応した。電話の内容は「■■■■牧場を訪問した獣医から、■■■■牧場で住み込みで働いている障がい者^{註3}が、親方から酪農を止めるのでこれからは仕事もないから勝手にしろと言われて困っているという相談を受けた。どうやら牛も処分し倒産したようだ。障がい者が困っているようなので市で確認してほしい」というものであった。

当時狩野主査は、障がい者を受け入れている里親^{註4}たちの高齢化に伴い、現在受け入れられている障がい者たちも、いつかは施設やグループホームに入ることが必要になるであろうと考えていたが、その時期が早まったと感じたのと同時に、里親である■■■■氏から「勝手にしろ」と言われたということであるから、障がい者たちが家を追い出されるのではないかと心配し、■■■■牧場を訪問して状況を確認しなければならないと考えた。

しかし、それまでに■■■■牧場で暮らす障がい者たちに関して、障がい福祉課が直接関わったことはなく、伝え聞いた話を基に訪問することになるため、訪問の口実として、8月29日に予定していた育恵会の親睦会開催の案内文を育恵会の会長である■■■■氏に確認してもらおうという用件を作り、狩野主査及び佐々木課長の2名が■■■■牧場を訪問した。

訪問時、■■■■氏は老人会の会合に出かけていて不在で、夕方4時半頃までは戻って来ないと■■■■氏の妻（■■■■氏）から言われたことから、再訪することを■■■■氏に伝えて2名は一旦帰庁した。

また、障がい福祉課ではこの障がい者たちが住居を失うかもしれないと考えた

ことから、新たな居住先の候補となる恵庭市内のグループホームの空き状況について調査することとし、14時30分頃佐藤主査及び熊谷主任が調査の協力依頼のため「e-ふらっと」を訪問した（別添⑥「e-ふらっと」記録）。

16時30分頃、狩野主査及び佐々木課長の2名が■■■■牧場を再訪したところ、自宅前に■■■■氏がいたことから、その場で育恵会の案内文を確認してもらい、併せて、平成28年2月に開催された育恵会総会の場で、障がい福祉課菊地主任（平成28年度で異動）が里親たちに説明した障がい者たちの療育手帳取得の必要性について再度説明をし、後日、手帳取得の手続きについて説明に来ることを伝え、障がい者の対応などで困っていることがないかを尋ねた。

これに対し■■■■氏からは、牧場を止めたこと、3人の障がい者の面倒をみるのが大変であること、3人の中でも■■■■さんは家族のように思っていることなどの話があった。

■■■■氏に手帳取得への協力を依頼し2名は帰庁した。

帰庁後、この件について連絡をしてくれた■■■■氏に狩野主査から電話をし、■■■■牧場を訪問したときの内容を説明した。また、■■■■氏は、今すぐに障がい者たちに出て行ってほしいとは思っていないようだが、3人は多くて面倒をみられないとも話していたことから、何名かについては居住先を考えなければならなくなるかもしれないということを伝え、育恵会の会員の中で面倒をみることができる人がいないかを尋ねた。

そのときの■■■■氏の回答は、「■■■■さんは頭が良く、親方から牛舎を一人で任されるほどであったようだが、噂ではあるが、プレハブ小屋で冬期間寝泊りしているので足が凍傷になっていると聞いている。若くて健康であれば面倒をみる親方もいるだろうが、皆50歳を超えているので無理だと思うが、■■■■さん（育恵会事務局）にも相談してみる。」というものであった。

当日の訪問の結果、週明け（7月11日以降）に■■■■氏に電話をして障がい者の手帳取得に向けた判定依頼調査書の作成に協力をお願いすることとした。

（週明けに狩野主査が■■■■氏に障がい者3名と面談をする日程調整の用紙（別添⑦）を郵送したが、連絡が来ず狩野主査はイライラした記憶があるとのことである。）

（いつ、誰が、どこで、どのように言われたかは定かではないが、■■■■氏は

夏場は農業の繁忙期であるため訪問などは農閑期にしてほしいと市に要請していたため、次の記録までの間しばらく連絡は取っていないとのこと。)

(2) 平成28年12月21日(水)

14時40分頃、佐藤主査が「e-ふらっと」を訪問。

7月8日と同様に■■■■牧場で暮らす障がい者たちの新たな居住先となる可能性がある市内及び近郊(千歳市及び北広島市)のグループホームの空き状況について把握したいため、空き状況の調査について協力してほしいと要請した(別添⑧「e-ふらっと」記録)。

(7月8日に要請した調査の結果について「e-ふらっと」から報告があったかは記録がなく、聞き取りでも確認はできなかった。)

(また、この日の「e-ふらっと」訪問は、この日以降に障がい福祉課担当者が■■■■牧場を訪問する予定であったことから、7月8日同様新たな居住先の候補として把握しておくべくグループホームの空き情報を知っておきたいための協力依頼であった(■■■■牧場の訪問予定日は「e-ふらっと」の記録ではこの日の翌日となっているが実際に訪問したのは12月27日である。))

(3) 平成28年12月27日(火)

仕事納めの前日、10時15分から10時30分にかけて佐藤主査と熊谷主任の2名が■■■■牧場を訪問。12月になり農閑期となったことから、手帳の取得やグループホームの紹介などが目的であった(当日の記録は別添⑨)。

■■■■牧場の敷地に公用車を止め、2名が車から降りると、付近を雪かきしていた障がい者3名が「なにか御用ですか?」という感じで近づいてきて、挨拶を交わした。

障がい者3名は、訪問してきた2名を無視したり、避けたり、拒絶するような態度ではなく、むしろ、何か話しかけてくるなど人懐っこいような印象であった。

その後、自宅から■■■■氏が外に出てきて立ち話となった。■■■■氏は、2名が尋ねたことに対して分かる範囲で答えてくれた。

療育手帳の判定日について了解し、総合相談所²⁵まで3人を連れて行こうと思っていると言った。グループホームについては、今は仕事がないが春からは畑をやろうと思っているので、畑があれば3人の仕事があるので手放す必要はない

と言い、牧場は閉鎖したが畑があることからしばらくは3人と暮らしていくつもりとのことであった。

障がい者3名については、やや薄汚れた身なりであったことのほか、住居として2階建てで設置されていたスーパーハウスの室内の様子もきれいとは言えない状況が目視できたことから、佐藤主査は虐待のような状況があるかもしれないとの懸念を抱いた。

帰庁後、■■■■夫妻と面談する者と障がい者と面談する者として体制を整えた上で、改めて■■■■牧場を訪問することについて佐藤主査と熊谷主任で話し合った。

(4) 平成29年1月26日(木)

障がい者たちの療育手帳の判定日は1月31日(火)9時30分からであったが、■■■■氏から用事があるため障がい者たちを総合相談所に連れていけないと障がい福祉課に電話がきた。

このため、「e-ふらっと」で障がい者たちを総合相談所に連れて行ってもらえないか狩野主査が「e-ふらっと」に頼みに行った(そのときの様子は「e-ふらっと」の記録(別添⑩))。

結果、「e-ふらっと」は協力できないとのことであった。

(5) 平成29年1月27日(金)

「e-ふらっと」の■■■■管理者が障がい福祉課に狩野主査を訪ねてくる。

(同行した「e-ふらっと」の職員がいたか、他の障がい福祉課の職員も同席したかについては記憶がないとのこと。)

(「e-ふらっと」の記録については別添⑩のとおりであるが、記録に記載されている「■■■■氏が元市議会議員(議長)であったことが分かり、対応に気を付けるようにと達しがあった」という点については、障がい福祉課のどの職員も思い当たる点がないとのこと。)

(6) 平成29年1月30日(月)

障がい福祉課に「e-ふらっと」から電話がある。

■■■■牧場で暮らす障がい者たちに関する協議のための日程調整が主な内容で、翌1月31日に「e-ふらっと」の職員が障がい福祉課に来ることとなる。

(内容については「e - ふらっと」に記録がある (別添⑫))

(7) 平成29年1月31日 (火)

「e - ふらっと」の 管理者、 相談員が狩野主査を訪ねてくる。

(内容については「e - ふらっと」に記録がある (別添⑫))

(8) 平成29年2月3日 (金)

障がい福祉課佐藤主査が「e - ふらっと」を訪問し、 牧場訪問の日程調整を行う。

結果、2月8日 (水) 10時に訪問することとなり、「e - ふらっと」から2名が同行することとなる (別添⑫の後段手書き部分)。

(6) 平成29年2月8日 (水)

牧場、「e - ふらっと」と日程調整の後、 牧場を訪問。

訪問の目的は、①障がい者3名の手帳取得の促進について、②グループホームの紹介について、③相談先となる「e - ふらっと」の紹介についてで、障がい福祉課から佐藤主査・熊谷主任の2名、「e - ふらっと」から 管理者・ 相談員の2名の計4名で、市の公用車に同乗して訪問した。

最初に、訪問した4名が 自宅の居間で 夫妻と面談をした。その後、障がい福祉課の2名は 夫妻と共に食卓スペースに移動をしてグループホームなどの障害福祉サービスの利用について話をし、「e - ふらっと」の2名は、引き続き障がい者3名と居間で面談を続けた。

(障がい福祉課と 夫妻の面談内容については記録が残っていないが、「e - ふらっと」が障がい者と面談した内容については「e - ふらっと」に記録がある (別添⑫)。)

注2 育恵会は障がい者を自宅に住まわせて家業を手伝わせている里親の会。当時は里親6名で構成されており、合せて8名の障がい者を受け入れていた。毎年8月に親睦会、2月に温泉で総会を開催しており、バスの手配や宿の予約などを障がい福祉課で行っていた。育恵会の障がい者の多くは中学校卒業後すぐに里親の元に住み込み、家業を手伝っていた。

注3 当時 牧場で暮らしていた障がい者は3名。

氏 中学校卒業後（札幌報恩学園に入所していたもよう）すぐに 牧場で引き取っていたことから、氏は家族のように思っていると話していた。市が関わった当初から身体障害者手帳は取得していた（療育手帳は未取得）。

氏 中学1年時に障がい児福祉施設もなみ学園に入園。職業訓練を1年受けた後に千歳市にある「みよし牧場」に住込みで生活。昭和54年～平成13年の24年間同牧場にいたが、経営規模縮小に伴い同牧場を離れる。氏が引き取り平成13年から 牧場に住込みで生活を始める（「e-ふらっと」の記録より）。

氏 氏と同時期に同じ理由で 牧場に来たようである。

注4 当時、知的障がい児の多くは中学校卒業と同時に知的障害児施設を退所しなければならなかったため、牧場経営者や養豚事業者などがそれら知的障害児を引き取り、生活の面倒をみて家業を手伝わせていた。事業主は広く「里親」「職親」「親方」などと呼ばれていたが、知的障害者福祉法16条1項3号の「職親」ではなく、古くから善意の第三者として知的障害者の面倒をみてきた人たちである。

注5 「総合相談所」は、北海道立心身障害者総合相談所（札幌市中央区円山西町2丁目1-1）のこと。身体障害者更生相談所及び知的障害者更生相談所として、療育手帳の可否判定、補装具費支給の要否判定及び自立支援医療（更生医療）の要否判定を行うとともに、心身障がい者に関する相談を行っている。新規で療育手帳を申請する場合は判定のために必ず利用する施設。

第4 市の見解

1 虐待に関する市の認識

平成28年7月8日から平成29年2月8日かけて、障がい福祉課は 牧場で暮らす障がい者3名と関わった。

始まりは、当該障がい者らが、住む場所を失うかもしれないという差し迫った状況の知らせが寄せられたことによるものであったが、 牧場の牧場主に確認した結果、そうした急迫した事態にはないことが分かった。しかし、 牧場が経営破綻したといった状況が確認されたことから、障がい者らが将来に亘って 牧場で暮らしていくことに不安が残ったため、障がい福祉課としては、後の障害福祉サービスに繋げられるよう、療育手帳の取得を進めることを最優先事項とした。

また、こうした確認をするため牧場を訪れるに当たり、居所を失った場合の居住先となるグループホームの空き状況の調査について「e-ふらっと」に協力を依頼した。

手帳取得に向けては、障がい者3名を総合相談所に連れて行く必要があり、当初は 氏が連れて行くこととなっていたが、用事ができたので判定日に連れていけなくなったことから、「e-ふらっと」の協力を得て連れて行けないか依頼をした。

いずれも「e-ふらっと」の協力は得られなかったが、こうした依頼の話をする中で、「e-ふらっと」はこの案件を「虐待」と判断している。この「e-ふらっと」の判断は、市の話の聞いただけで行われたものであるが、市として虐待があったとは判断して

おらず、虐待事案だと伝えてもいない。

知的障がい者に関して何か問題が起きたときは、障がい者の生活場所が家庭であれ施設であれ里親の下であれ、虐待の事実がないかといった視点をもって対応に当たることは障がい福祉課の担当者であればある意味当然であり、■■■■牧場で暮らす障がい者たちの様子を見に行った狩野主査、佐藤主査、熊谷主任のいずれもがそうした視点で生活の様子を観察していた。

訪問時、障がい者たちはやや薄汚れた服を着ていたり、住居として与えられていたスーパーハウスの室内がきれいと言える状況にはないなどの状況であったが、牧場主の家族と一緒に朝食を取り、昼食には弁当が用意されていたほか、生活に関しての不満などを訴えることもなくネグレクトや身体的虐待を疑う要素はなかった。

障がい者たちの年金については、■■■■牧場の経営が思わしくないという要因はあったが、そのことをもって直ちに牧場主が年金を搾取しているのではないかと疑うことは根拠となる事実が何もないため邪推でしかない。

もともと、「e - ふらっと」が聞いた話だけで「虐待」と判断したのは、障がい福祉課がそれを思わせる説明ぶりであったことが原因の一つであるが、障がい者3名を何とかして総合相談所に連れて行きたくて「e - ふらっと」に協力をお願いする中で誇張した表現があったかもしれないとのことである。

担当者の率直な思いは、「e - ふらっと」で障がい者たちを総合相談所に連れて行ってもらえないかと頼んだところ、タクシーじゃないと断られ、どんな案件かも知らない中では協力できないと言われたことから熱心に説明をしたが、今度はそれは虐待だと言い出し、思うような協力が得られなかったというものである。

なお、障がい福祉課の話を聞いただけで、「虐待として見逃すことが出来ないケースである」「見過ごすわけにはいかず、虐待案件として扱わざるを得ない」「虐待と思われる状況について知り得た以上、見過ごすことは出来ないし、通報せざるを得ない」と虐待を強く主張していた「e - ふらっと」は、平成29年2月8日に実際に障がい者達と面談した後は、虐待通報や市に対する虐待対応の要求はしていない。

いずれにしても、平成29年2月8日時点では、市として■■■■牧場の障がい者たちに対する虐待の事実は把握しておらず、また、虐待を疑わせる事実も把握していない。

2 虐待案件に関する市の道への通報義務

(1) 市の障がい者虐待への取組

平成24年10月1日「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」(以下「障害者虐待防止法」という。)が施行。同月、厚生労働省社

会・援護局障害保健福祉部障害福祉課地域移行・障害児支援室が「市町村・都道府県における障害者虐待の防止と対応」の冊子を作成し、全国の地方自治体に通知した。

これを受けて市は、平成25年3月、当該冊子で示された内容に準じた「恵庭市における障がい者虐待の防止と対応（マニュアル）」を作成し、当該マニュアルに沿った障がい者虐待への取組が始まった。

市は、障がい者虐待対応窓口として恵庭市障がい者虐待防止センターを設置し、その業務を「社会福祉法人恵庭光風会」に委託をし、同法人の事業所である「e - ふらっと」がその業務を担っている。

(2) 使用者による障がい者虐待防止等のスキーム

使用者による障がい者虐待の通報等については、障害者虐待防止法（抄）に次のように定められている。

第22条 使用者による障害者虐待を受けたと思われる障害者を発見した者は、速やかに、これを市町村又は都道府県に通報しなければならない。

2 使用者による障害者虐待を受けた障害者は、その旨を市町村又は都道府県に届け出ることができる。

3・4 略

第23条 市町村は、前条第1項の規定による通報又は同条第2項の規定による届出を受けたときは、厚生労働省令で定めるところにより、当該通報又は届出に係る使用者による障害者虐待に関する事項を、当該使用者による障害者虐待に係る事業所の所在地の都道府県に通知しなければならない。

第24条 都道府県は、第22条第1項の規定による通報、同条第2項の規定による届出又は前条の規定による通知を受けたときは、厚生労働省令で定めるところにより、当該通報、届出又は通知に係る使用者による障害者虐待に関する事項を、当該使用者による障害者虐待に係る事業所の所在地を管轄する都道府県労働局に報告しなければならない。

(3) 市の道への通報義務

申立人は、相手方である市について、「遅くとも2017（平成29）年2月末までに北海道に対して、■■■■牧場における使用者虐待の事実を通知すべき義務（障害者虐待防止法第23条）があったにも拘わらず、これを怠り一切通報を行わなかったことにより、申立人に経済的及び精神的損害を与えたこと。」を証明するための証拠を保全する申立を行ったところであるが、市及び「e - ふらっと」は、本事案について、申立人を含む■■■■牧場に住み込みで働いていた障がい者3名のいずれかが■■■■牧場において使用者から虐待を受けているという通報を受けておらず、また、当該障がい者らからも虐待を受けたという申出を受けていない。

申立人（代理人）は、市が■■■■牧場における使用者虐待の事実を通知すべき義

務を怠ったと主張するが、障害者虐待防止法第23条に基づく通知義務は同法第22条第1項に規定する通報を受けたとき及び同条第2項に規定する届出があったときであり、そうした通報及び届出が出されていない状況にあつてはそもそも通知すべき事項がなく、市が通知する義務を怠ったとする主張は失当である。

もっとも、市が虐待の事実を知った者であつた場合は格別、市が自ら虐待対応を行うか北海道に通報するということが考えられるが、聞き取り調査のとおり、当時市は本事案に関し申立人らが虐待を受けていたという事実を把握していないことから、北海道に通報すべき事項はない。

なお、「虐待として見逃すことが出来ないケースである」「見過ごすわけにはいかず、虐待案件として扱わざるを得ない」「虐待と思われる状況について知り得た以上、見過ごすことは出来ないし、通報せざるを得ない」と言っていた「e-ふらっと」も、障がい者たちと面談した後は虐待案件として扱った記録がなく、虐待通報も行っていない。

(4) 里親の使用者該当性

申立人（代理人）は、障害者虐待防止法に規定する使用者虐待における市の義務が履行されなかったと主張しているが、そもそも里親が法で規定する使用者に当たるかという点については大きな疑義が生じる。

里親は、知的障害児福祉施設を退所する年齢になった知的障がい者に生活の場を提供するため受け入れ、家業を手伝わせている事業者である。雇用主というよりも養護者として存在しており、知的障がい者の衣食住の面倒をみるほか、日中は家業を手伝わせることにより社会参加を実現させていたもので、牧場主にとって障がい者たちは「家事使用人」と表すのが適当である。

平成28年6月9日、本事案とは別の里親による障がい者虐待案件で、里親が使用者に当たるのかを北海道労働局雇用環境・均等部指導課を訪ねて確認したところ、同課から家事使用人が労働者となる場合の要件は3点あり、①労働時間の管理がされていること、②他の労働者と同等の賃金が出ていること、③生活実態や生計が同一でないことであると示された。

知的障がい者たちはある程度の労働力を有しているが、牧場主との関係性は、雇用を中心として構成された関係ではなく、生活を中心に構成されたものであり、上記3点を考慮して考えても里親が使用者に当たるとは考えられない。

3 平成29年2月8日以降現在までの関わり

- ・平成29年4月27日（木）総合相談所において障がい者3名の判定実施
- ・平成29年5月22日（月） 氏へ療育手帳交付申請の案内送付
- ・平成29年6月20日（火） 氏へ療育手帳交付申請の案内送付
- ・平成29年6月28日（水） 氏へ療育手帳交付申請の案内送付
- ・令和元年8月30日（金） 障がい者3名の療育手帳交付申請
- ・令和元年9月19日（木） 障がい者3名の手帳交付決定
- ・令和3年9月頃 障がい者3名が手帳受取
- ・令和3年11月24日（水）～令和4年12月16日（金）
別添⑬「e-ふらっと」の記録参照

4 虐待を疑うに足りる事実が確認できた日

前述のとおり、平成29年2月8日時点で、市は 牧場の障がい者たちに対する虐待を疑うに足りる事実を把握しておらず、「虐待として見逃すことが出来ないケースである」「見過ごすわけにはいかず、虐待案件として扱わざるを得ない」「虐待と思われる状況について知り得た以上、見過ごすことは出来ないし、通報せざるを得ない」と言っていた「e-ふらっと」も、虐待案件として扱っていない。

今回、虐待、特に年金搾取による経済的虐待があったと疑うに足りる事実が確認できたのは、別添⑬令和4年6月6日の 氏の話に端を発し、令和4年8月15日に預金通帳を初めて確認したときである。

市は、平成29年2月8日の 牧場訪問以降、令和3年9月頃の療育手帳の受け渡し及び令和3年12月6日の障がい者たちのグループホーム入所の相談のほか、生活支援などで 牧場の障がい者たちとの関わりをもっておらず、「e-ふらっと」がグループホーム入所の支援などを行っていた。

なお、仮に虐待があったとすれば、それがいつから始まっていたのかについては確認ができない。

第5 結論

牧場で暮らす障がい者たちが牧場を追い出されるかもしれないという急迫した情報が寄せられ、市は平成29年7月8日から当該障がい者らと関わりを持ったが、市が関わる中において、当該障がい者らが虐待を受けていると認識できる事実は確認されておらず、それを推測できる具体的な事実も確認できていない。

虐待を疑うに足りる事実を認識できたのは、令和4年6月6日以降であり、その時点に

において市は当該障がい者たちと関わっておらず、関わりを持っていた「e-ふらっと」からも虐待を疑う情報は提供されていなかった。

第6 補足

1 市を被告として訴訟が提起されることについて

市が通報義務を怠ったと申立人（代理人）が認識し、証拠保全の申立てを行うに至ったのは、「e-ふらっと」の従業員である██████████相談員（以下「本件職員」という。）が知り合いの船山弁護士に██████████牧場で暮らす障がい者たちのこれまでの経過を話したことがきっかけである（別添⑬令和4年9月8日）。

代理人は、障がい者らの年金を██████████牧場の牧場主らが搾取した疑いだけでなく、市がそれを知り得ていたにも関わらず虐待通報を怠ったと主張している。

前述のとおり、市は虐待があった又はそれを疑わせる事実があったとは認識しておらず、「e-ふらっと」に残された資料からも市が虐待を認識しているとは読み取れないことから、代理人が市の懈怠を主張するのは、本件職員によりそうした説明が行われたことによる結果であると考えることができる。別添⑬令和4年12月16日の記録でも、弁護士の話として「恵庭市は平成29年頃よりこの情報を知り、調査にも入っているが手立てを取っていないことについて、恵庭市の責任を問っていきたい」と記録されており、そうした説明が行われたことが推測できる。

ところで、本件職員が「e-ふらっと」に就職したのは平成29年4月で、平成29年2月8日までの市及び「e-ふらっと」が██████████牧場の障がい者らに関わったことについては知らないことである。

にもかかわらず、本件職員がそうした市の懈怠を説明したであろうと推測することには理由がある。

「e-ふらっと」は、市が障がい者虐待対応窓口として設置した「恵庭市障がい者虐待防止センター」の業務を受託した「社会福祉法人恵庭光風会」の当該業務を行う事業所であるが、市が委託した業務であるものの、その運営は独自の判断で行っており、障がい福祉課との関係は協力・協働といったものではなく、対立・対決といった方がふさわしいほどであった。

「e-ふらっと」は、障がい者福祉に対して熱心に取り組んでいると評価できるが、障がい者に寄り添うといった思いが強く、市の見解と異なり虐待案件だと主張することもしばしばあったとのことである。こうした意見の相違が続いた結果、自らが正しく市がなっていないといった思いを募らせていったのではないかと考えられる。

また、平成29年当時、「e - ふらっと」は、障がい福祉課の佐藤主査が依頼することについては10のうち9は断り、狩野主査が頼むと5のうち4は引き受けてくれたといった話が聞かれた。「e - ふらっと」が市を良く思っていないことのほか、職員に対しても良く思わない職員とそうでない者がいたようである。こうした関係性から、■■■■牧場の障がい者たちの手帳取得を急いでいた障がい福祉課では、「e - ふらっと」との交渉は狩野主査が中心となることとした。

こうした関係にあったことは、グループホームの空き状況調査の協力依頼や障がい者たちを総合相談所に連れて行ってもらえないか頼みに行ったときの「e - ふらっと」の記録がとても友好的とは言えない書きぶりであることから確認できる。

このような関係の中、別添⑬令和4年6月6日、9日の記録にある■■■■氏の話が虐待を疑うに足る内容であったことから、平成29年当時から市は■■■■氏が話す内容を知りながら何もしなかったと本件職員が考えたものではないかと推測する。

2 本件職員が第三者に障がい者の情報を洩らしたことについて

本事案は、本件職員が■■■■牧場の障がい者に関する虐待疑いの情報を船山弁護士に話したことがきっかけで起こったものである。

「e - ふらっと」が行っている業務は市が委託した業務であるが、その業務で知り得た情報を委託元の市に相談をせずに独断で第三者に提供している。市と「社会福祉法人恵庭光風会」との委託業務契約（別添⑭）では、第18条において秘密の保持が定められ、受託者である「社会福祉法人恵庭光風会」は、その使用する者が委託業務の処理に関し知り得た秘密を他に洩らさないようにしなければならない旨規定している。

市を良く思っていない「e - ふらっと」の職員が、市を告発しようとしたのかは定かではないが、少なくとも契約に違反した行為であることは明らかである。仮に、市を糾弾しようと思ったとしても、公益通報として所定の手続きを執るべきであり、独断で弁護士に情報を洩らすことに正当性はない。

第三者への秘密漏洩については、委託業務契約第14条第1項第2号に該当し、契約解除の要件となる。

本案件に関する「社会福祉法人恵庭光風会」の見解を確認した後、しかるべき対応を執る必要があることを調査委員会の意見として申し述べる。

以上

市長	副市長	部長	次長	課長	主査	合議	別添 1

第3回委員会の議事録（職員への聞き取り）について報告します。

会 議 顛 末 書

会議名	第3回 保健福祉部障がい福祉課事案調査委員会（職員への聞き取り：狩野課長）
日 時	令和5年4月14日（金）9時30分～10時30分
場 所	恵庭市役所2階 203会議室
出席者	<p>【委員長】 広中総務部長 【副委員長】 池田総務部次長</p> <p>【委員】 高橋明子課長（えにわっこ応援センター）、加賀谷主査（生活環境課）</p> <p>【事務局】 辰下課長、武田主査（職員課）</p> <p>【事務局補助】 小山主査、鈴木（障がい福祉課）</p>
内 容	<p>〈広中委員長〉</p> <p>現在、障がい福祉課の事案の関係で裁判所が証拠書類の差し押さえをしていたことなど知っていると思うが、当時のことを教えてほしい。</p> <p>〈狩野課長〉</p> <p>平成28年7月8日の障がい福祉課保有の記録について。</p> <p>当時私は育恵会の事務を担当していて、自分で記録したものなので割と覚えている。育恵会の〇〇氏から、「〇〇牧場が倒産し、障がい者3名が勝手にしろと言われている」と聞いた。「勝手にしろ」ということは、障がい者が家を追い出されるということ。</p> <p>当時、育恵会の里親さん（職親）たちの高齢化に伴い、受け入れされている障がい者もいつかは施設やグループホームへ入ることが必要になると考えていた。そのため、平成28年2月の育恵会に担当者が出向き、障がい者の手帳取得を促していた経緯もあったことから、〇〇氏からの電話を受けた際、「家を出ていくのが早まったな」という印象を持った。</p> <p>その後、8月にある育恵会総会の案内文の確認という名目で、佐々木課長と一緒に、育恵会会長であった〇〇氏のもとを訪れた（7/8）。その際に、以前から促していた手帳取得の話にあわせ、「何か困っていることはありませんか？」と聞いたところ、「実は牧場をやめた」ということと、「障がい者3名は多い」、「〇〇さんは家族のようなもの」という話を聞いた。やはり手帳取得が必要と感じ、そのための協力を〇〇氏にお願いした。</p> <p>訪問後は、〇〇氏へ〇〇氏から聞き取った内容を伝え、育恵会のほかの会員で〇〇氏のところにいる障がい者を引き受けられる方はいないかという相談もした。</p> <p>〇〇氏へは、障がい者3名が急に家を追い出されることのないよう支援する、ということは伝えることができたと思っている。また、支援のために手帳の取得を急ぐという方針で動くことを決めた。</p> <p>〈広中委員長〉</p> <p>7月8日の記録の最後に、「【今後の対応】7月11日以降に〇〇さんに電話し、障害者手帳取得に向けて判定依頼調査書の作成に協力を依頼する」とあるが、そ</p>

の先はどうなっていたのか。

《狩野課長》

FAX か電話で 氏に連絡を取っていたが、全く返答が来なかった。そこから自分は 氏との接触がない。8月の懇親会にバスに乗っていくのを見送ったのみ。

《高橋委員》

7月8日、最初に 氏を訪問して、また出直したようだが、2回目も佐々木課長と行ったのか。

《狩野課長》

二人で行ったのは覚えているが、誰と行ったのか覚えていない。

《高橋委員》

この間(7/8 佐々木課長と狩野主査が 氏を訪問してるのと同時に)、当時の佐藤主査と熊谷(上山)さんが e-ふらっとを訪問している記録があるが、佐々木課長と狩野主査が 氏を訪問した件と関連したものか。

《狩野課長》

そうである。家から出されるかもしれないということで、当然住むところを探さなくてはならないので、支援担当である二人が動いていた。 氏にグループホームの話をするときに、空きがない状態で案内もできないので、すぐに空き状況を確認してくれたのだと思う。

《高橋委員》

その役割分担はいつの時点でしたのか。

《狩野課長》

もともと育恵会は自分の担当で、手帳取得やサービス決定などの支援担当は佐藤主査と熊谷(上山)さんだった。

《広中委員長》

では次、平成29年1月26日の e-ふらっとの記録について教えてほしい。

《狩野課長》

これは e-ふらっと側に残っていた記録なので、内容は違うかもしれないが実際にあったことだと思う。

私が電話をした目的は、先ほども説明した通り、手帳取得を早くしたいという市の思いがあったため、そのお手伝いとして、委託先である e-ふらっとに円山にある心身障がい者総合相談所(以下、総合相)へ障がい者3名を連れて行ってもらいたいという依頼であった。

本来であれば手帳取得関係なので支援担当が依頼するものだが、自分が電話をした背景には、障がい福祉課と e-ふらっとの関係性が良くなかったことがある。

市が障がい者総合相談を委託しているにも関わらず、e-ふらっとに障がい者の対応、支援などをお願いしても断られることが度々あった。自分は障がい福祉課のなかでも e-ふらっとと割とうまくやっている方だと思っていたし、以前にもお願い事を引き受けてもらった経緯もあるので、自分が依頼することとした。

e-ふらっとへ頼むときは少し駆け引きしたり強めに言ったりなどが必要だったので、記録では支援が必要だということを強めにアピールしたようになっていると思う。

平成28年12月に障がい福祉課の支援担当二人が 氏を訪問した際に、障がい者3名の住居がプレハブで、きれいな環境ではないことを聞いていたので、そのような状況であれば、虐待はないだろうか、もし虐待があったらどの種類

にあたる虐待かと考えることはごく一般的であり、そのことと、虐待の事実があるということは別であると考えていた。そのため、早期に手帳取得が必要なんだという論調で一生懸命 e-ふらっとを説得したのが、1月26日の記録である。

《高橋委員》

1月26日の段階で、課として、虐待ということに関してどのように共有していたのか。

《狩野課長》

虐待で動こうということはなかった。とにかく手帳を早くに取得させて支援に繋げたかったが、総合相に行く予定日の直前に、■■■■氏が障がい者3名を総合相へ連れていけなくなったと言ってきたので、その際何とかできないかと考え、e-ふらっとに代わりに連れていってこないかと依頼した。

《池田副委員長》

平成29年1月26日のe-ふらっとの記録に、「本人たちの状況としては、母屋ではなくプレハブに住まわされているなど劣悪な環境で、さらに年金などの金銭的搾取も疑われるため、市としては早めに介入していきたいと考えている。」とあるが、今これを見て狩野課長はどう捉えているか。

《狩野課長》

先ほども話した通り、障がい者支援の担当者として、平成28年12月に当時の佐藤主査、熊谷(上山)さんが■■■■氏を訪問した話を聞いて、虐待の可能性を考えるのは当たり前のことであるし、プレハブに住まわされていたということも事実だと思う。年金の搾取が疑われるというのは、虐待の区分に経済的虐待というものがあるので、身体的虐待や放棄・放任なども含め、考え得る虐待を説明しただけで、虐待があるとは言っていない。

《池田副委員長》

当時このことは、当然課長まで共有されていたと思うが、部次長までは共有されていたのか。

《狩野課長》

7月8日の口頭受理については、部長まで決裁をまわし、その後市長まで報告をした。そのあとの12月28日の記録については、正確には覚えていないが、部長までは決裁を取っていると思う。

《高橋委員》

この時点で、虐待としては動かないが、虐待があるかもしれないから、いち早く支援につなげたいということか。

《狩野課長》

いち早く支援につなげる必要があるかもしれないから手帳取得を進めたいということ。

《高橋委員》

障がい者3名の次の住まいを探すというのが、課としての支援のイメージということか。

《狩野課長》

そうである。

《高橋委員》

虐待として動かなかったのはどうしてか。

《狩野課長》

このとき虐待通報は一度もあがってきていなかったし、通常の相談からつなが

る支援という認識であった。

《高橋委員》

虐待の疑いがあるかもしれないと思ったのは、平成 28 年 12 月の佐藤主査と熊谷（上山）さんの■■■■氏の訪問の話からか。

《狩野課長》

プレハブと聞いたときに、どうなのかなと思った。12月の訪問の際、佐藤主査と熊谷（上山）さんは実際プレハブの中までは入らなかったようだが、ちらっと見ると汚かったということだったので、「劣悪な環境」と表現したと思う。

《高橋委員》

金銭搾取の疑いがあるかもしれないというのは、課の中でどのあたりから話されていたのか。

《狩野課長》

e-ふらっとの記録には「金銭的搾取も疑われる」とあるが、自分としては、殴られているかもしれない、縛られているかもしれない、ののしられているかもしれない、金もとられているかもしれない、家族としてやるべきことをされていないかもしれないなど、e-ふらっとに障がい者 3 名を総合相へ連れて行ってほしいがために、ありとあらゆる可能性を述べただけのものである。

《高橋委員》

事実として何か確認したということはなく、いち早くサービス利用につなげたいがために、考えられる虐待の可能性を伝えていたということか。

《狩野課長》

そうである。

《加賀谷委員》

あくまでも佐藤主査と熊谷（上山）さんが 12 月に訪問した際に見た生活環境について e-ふらっとに話ただけであり、金銭的搾取というのは一つの可能性ということで、どこかから金銭的搾取の話があったわけではないということでしょうか。

《狩野課長》

そのとおりである。

《広中委員長》

ではその次、平成 29 年 1 月 27 日の e-ふらっとの記録について教えてほしい。

《狩野課長》

1 月 27 日の午前中に e-ふらっとから電話があり、自分たちは障がい者 3 名のことが分からないので総合相へ連れていけないと言われた。さらに代替案として、障がい福祉課で車を出し、障がい福祉課からも職員が行くなら e-ふらっとも同行するという提案されたので、障がい福祉課の支援担当に確認するとして一度電話を切った。

支援担当は総合相へは行けないということだったので、障がい者 3 名の総合相へ行く日を 4 月へ延期することとして再調整した。

《広中委員長》

このとき（1 月）に総合相へ連れていくのを諦めたということか。

《狩野課長》

そうである。ただ、4 月に総合相へ行くときも、■■■■氏がまた直前で連れていけない可能性があるもので、その際は、障がい者 3 名の事情も伝え、e-ふらっとが連れて行ってくれないかという話も e-ふらっとにはしていた。しかしなが

ら e-ふらつとは午後になって訪問してきて、虐待ではないかと言ってきたので、「ただ支援をしてほしいと言っているだけなのに虐待だと言ってきて、またこの人たちは違うことを言うてくるんだな、がっかりだな」と思った記憶がある。この e-ふらつとの午後の訪問についても、委託先であるということと、また今後協力を依頼することもあると思ったので対応している。課として放置できないので積極的に関わる案件ということは伝えたと思う。また、e-ふらつとが知りたがっていた本人たちの状況について、回答する形で対応した。

《高橋委員》

「市としてことを荒立てずに支援していくという方針が立てられた」とあるが、この方針というのとは何か。

《狩野課長》

■■■■牧場が倒産し、■■■■氏が障がい者 3 名に対して出て行けと言ったのかもしれないが、今住むところがないわけではないので緊急性はない。プレハブに住んでいるだけで虐待ではない。そのため、この段階では着実に支援調整する方針をとっていたので、ことを荒立てずにと伝えたのだと思う。

《高橋委員》

そこは課で一致していたのか。

《狩野課長》

一致していた。

《広中委員長》

違和感を覚えるのは、「■■■■氏が元市議会議員（元議長）であったことが分かり」というところ。みんな知っていることなのでは。

《狩野課長》

みんな知っていることだし、支援するときにはどの家庭でもその世帯状況、職業等を把握するのは当たり前のこと。知っていることをただ伝えただけなので、e-ふらつとが勝手に“議員”を盾に支援を遅らせていると疑っているのだと思う。

《広中委員長》

記録では、いかにも途中から議員だと気づいたように取れるがどうだったか。

《狩野課長》

違う。仮に虐待が分かったとしても、市議会議員だからといって付度などしない。

《広中委員長》

「経済的には厳しいと思われるため、年金搾取も疑われる」とあるが、これは e-ふらつとが言ったことか。

《狩野課長》

それはわからない。ただ、「■■■■氏の家は税の差し押さえもされており、」ということは私が知っていたことだと思う。それをこの件の背景を知りたいという e-ふらつとに伝えたのだと思う。差し押さえをされていけば経済的に厳しいのではと誰もが思うだろうし、e-ふらつとが「年金搾取も疑われる」と感じて普通のことだと思う。

《広中委員長》

「今の状況が危険であるということは市としても認識はあるようだが、緊急性や虐待としての判断はしていない」とある。虐待の判断はしていないということが良いか。

《狩野課長》

してない。プレハブに住んでいることは事実らしいが、必ずそれが虐待とはならないし、虐待行為が確認できない状態では虐待としての対応は何もできないとe-ふらっとに伝えていただけ。現段階では殴られた跡もないし、住むところもあるので、命の危険や緊急性はないと判断していた。

《広中委員長》

「これはあくまでも市としてオープンにしている話ではないこと、e-ふらっとが虐待案件として扱うのであれば、このケースには関わってもらわず市単独で扱っていく」とあるが、これは覚えているか。

《狩野課長》

私の主訴は、障がい者3名に手帳取得させたいから総合相に連れて行ってほしいということだったのに、連れて行ってもくれないし、ああでもないこうでもないと言ってくるので、面倒だからもう市でやるわ、と言ったのだと思う。

《池田副委員長》

「■■■■氏が元市議会議員（元議長）であったことが分かり、対応に気を付けるようにと達しがあったとのことである」とあるが、達しはなかったということが良いか。

《狩野課長》

達しはないと思います。

《池田副委員長》

「ことを荒立てずに」というのも含め、議員であれどんなケースであっても注意して扱うものという意味合いか。

《狩野課長》

そうである。

《池田副委員長》

「今の状況が危険であるということは市としても認識はあるようだが」とあるが、「危険」とは何か。e-ふらっとが話を聞いたうえで勝手に思ったことなのか。

《狩野課長》

「危険」が何なのかはわからないが、障がい者3名がまたすぐ家を出ていってほしいと言われる可能性もあるし、仮に虐待の疑いが本当にある家庭だとすれば「危険」という意味でそういう言葉を使ったのかもしれない。ただこの時点で「危険」があるという事実はなかった。

《池田副委員長》

「市としてオープンにしている話ではない」というのは、そもそも普通にあるケースをe-ふらっととやりとりしているという捉えでいいか。

《狩野課長》

私が言ったのかもしれないがこれを見てもわからない。どんな案件でもオープンにするものなどない。もし言ったとするならば、差し押さえの情報等も伝えていたので、取扱いには気を付けてねという意味で言ったのだと思う。

《高橋委員》

市が虐待とはおさえていない理由についてe-ふらっとに伝えていたのか。

《狩野課長》

このときは特に説明はしていないと思う。これはとにかく、e-ふらっとに総合相に連れて行ってほしいというお願いをしたら、e-ふらっとが障がい者本人たちの状況を知らないのに連れて行けないと断ってきたので、■■■■氏の家の状況を話

していたというだけの話。

《広中委員長》

では平成 29 年 1 月 30～31 日のことを教えてほしい。

《狩野課長》

夕方に e-ふらっとから電話が来て話したいと言われたが、当時の手帳取得や虐待担当は佐藤主査だったので、佐藤主査に聞いてみるね、と電話を一度切っている。その後なぜ私一人が対応することになったか覚えていないが、次の日(1月31日)に私が対応した。

平成 29 年 1 月 31 日は、e-ふらっとが手帳の取得支援はできないと言っているのに、虐待だ虐待だと正義を振りかざしてきて、正直またか、と思った。

e-ふらっとは虐待という切口で話してきているので、私も障がい者虐待の場合の支援ということを念頭に話をしている。

「狩野主査からは、環境は悪いという認識や危機意識はあるし、放ってはおかない、すぐに支援と考えているが、まだその方向性が具体的ではない、とのことである」とあるが、これはプレハブに住んでいることや、家を追い出されるかもしれないというその時の状況を伝えたのだと思う。「状況が分からないため、本人たちとまず話をして、」というのは、■■■■氏と障がい者双方から話を聞かないといけないということで、この段階で市が決めていたことだと思う。「これから何をやりたいと思っているか、現状をどう思っているかを聞きながら、」というのは、もし私が聞く立場、支援の立場だったとしたら、■■■■氏や障がい者に話すようなことを e-ふらっとにただ話しているだけ。

e-ふらっとは最後には少し協力してくれる雰囲気になり話はそこで終わった。

《広中委員長》

e-ふらっとは、手帳取得支援の話などはどこかにいつてしまっているのか。

《狩野課長》

e-ふらっとはそれよりも、虐待だとこぶしを挙げているような状態であった。

《広中委員長》

「もし搾取が疑われるなら」とあるが、この時点では何もわかっていなかったということで良いか。

《狩野課長》

この時点では何も分かっていることはなく、ただ私だったらどうするかという仮定の話をしていただけである。支援として当たり前の話である。

《広中委員長》

「虐待通報があったということで水を差したくないという思いもある」というのは、育恵会の懇親会のことがあるからか。

《狩野課長》

毎年 2 月に長沼温泉で育恵会の総会がある。育恵会の里親さんは 5 組くらいいて、知的障がい者を受け入れられているということで、私も里親さんに対しては敬意を抱いていたし、障がい者が毎回総会を楽しみにしている姿を見ていたので、「水を差したくない」というのは、虐待というこぶしを挙げている e-ふらっとを諭すために言ったのだと思う。

《池田副委員長》

今話を聞いて、当時虐待と言ってきた e-ふらっとに対して、狩野主査は一般論として考えられることを話していたということが分かった。

この当時、佐々木課長はこの案件に対してどういう姿勢でどのように関わっていたのか気になる。決裁等はあまり残っていないようだがきちんと共有されていたということで良いか。

《狩野課長》

当時の障がい福祉課は、何かあった時に周りに聞こえるような声で話をしていたので、課長にも聞こえていたし共有もされていた。

《加賀谷委員》

1月31日の記録に「通報せざるを得ないが、」とあるが、実際にこの時点で通報はあったのか、市は通報という取扱いをしていたのか。

《狩野課長》

e-ふらっとが虐待として「通報せざるを得ないが」と言っていたことであり、市としては虐待との認識もなく、通常の相談からつながる支援という認識であった。

《加賀谷委員》

通報以前の話ということか。e-ふらっとも迷っていたのか。

《狩野課長》

e-ふらっとも迷っていたようだが、最後は市の考えを理解してくれたと感じている。

《広中委員長》

虐待の証拠は何もないと思うが。

《狩野課長》

私も e-ふらっとも何も見ていないのだが、e-ふらっとは聞いた話だけで虐待だと言ってきていた。

《高橋委員》

この頃、■■■■氏や育恵会の■■■■氏と話してはいないのか。

《狩野課長》

ない。ただ、支援担当の方は手帳取得について話していたのかもしれない。

《高橋委員》

平成28年7月から手帳取得にかかる調整をしていたと思うが、訪問が12月になったのはなぜか。

《狩野課長》

支援担当によると、■■■■氏の繁忙期を避けて12月になったとのことであった。

《広中委員長》

以上をもって、開取りを終了としたい。

以 上

市長	副市長	部長	次長	課長	主査	合議	別添2

第3回委員会の議事録（職員への聞き取り）について報告します。

会 議 顛 末 書

会議名	第3回 保健福祉部障がい福祉課事業調査委員会（職員への聞き取り：佐藤課長）
日 時	令和5年4月14日（金）10時30分～12時00分
場 所	恵庭市役所2階 203会議室
出席者	<p>【委員長】 広中総務部長 【副委員長】 池田総務部次長</p> <p>【委員】 高橋明子課長（えにわっこ応援センター）、加賀谷主査（生活環境課）</p> <p>【事務局】 辰下課長、武田主査（職員課）</p> <p>【事務局補助】 小山主査、鈴木（障がい福祉課）</p>
内 容	<p>《広中委員長》</p> <p>記録がない部分についても関りがあったことについて話を聞いている。佐藤課長の最初の関与は平成28年の7月8日となっている。その関りを聞きたい。</p> <p>《佐藤課長》</p> <p>7月8日の対応（市のデータに残っていた口頭受理）は育恵会の■■■■さんによる第1報を受け、■■■■牧場から障がい者が追い出されるような状況になった場合に備えて、障がい者手帳を所持していない障がい者3名について、狩野課長が手帳の取得で対応しており、自分はその後方支援的な役割で、委託先で住居相談住居支援事業を行っているeふらっとにグループホームの空き状況を確認したのだと思う。当時はグループホームの数も限られており、サービスとして住まいの場を急に求められてもすぐには提供できない状況であったため、事前に情報を収集したのだと思う。</p> <p>自分自身もこの時点では、障がい者3名と会ったわけでもなく、伝え聞いたような情報くらいしか持ち合わせていないため、eふらっとに対しては障がい者の情報を伝えずに、グループホームの空き状況のみを教えてほしいと依頼したのだと思う。しかし、eふらっとの7月8日の記録（7月8日の口頭受理）を見ると、私が障がい者の情報を伝えずにグループホームの空き状況のみを問い合わせたことについて「了解しかねる内容」という記載があるように、彼らは私の依頼には納得ができない部分があったのだと思うが、この時点では私自身は障がい者3名の状況を把握していなかったため、eふらっとにお伝えできるような情報は持ち合わせていなかった。</p> <p>《広中委員長》</p> <p>聞き取りの中で「…と思った」とのことだが、記憶はあまりないのか</p> <p>《佐藤課長》</p> <p>忘れていたり勘違いしていることもあると思う。</p> <p>《高橋委員》</p> <p>当日の朝の電話があり、課の中ではどのような話をしたのか。</p> <p>《佐藤課長》</p> <p>障がい者が追い出されるような状況になった場合が想定されたので、狩野課長の後方支援として住居の情報をeふらっとから得たのだと思う。この情報がないと、現場で■■■■さんから「施設などあるのか」と聞かれた際に対応できない。</p>

《加賀谷委員》

佐藤課長と上山主査の2名でeふらっとへ行っているが電話連絡でもよかったですのではないかと。

《佐藤課長》

当時、市（委託元）とeふらっと（委託先）はしっかりとした疎通が取れる関係になかったため、丁寧に連絡する必要があったと思う。

《池田副委員長》

市としては虐待とかではなく家探しを優先ということをお伝えしたということか。

《佐藤課長》

eふらっとには、本件は急ぎの案件ではないと釘を刺したのだと思う。eふらっとは「障がい者に寄り添う」といった言葉を使い、事実をしっかりと確認しないのに「それは虐待ではないか」というような主張することがこれまでもコア会議の中であったから。

《広中委員長》

7月8日から12月27日の間について聞く。12月21日についてはどうか。

《佐藤課長》

12月27日の上山主査との家庭訪問に向けて、グループホームの空き状況を確認したのだと思う。

《広中委員長》

12月27日の前には家庭訪問をしているのか。

《佐藤課長》

していない。家庭訪問のために上山主査が■■■■さんにアポを取った際に、■■■■さんから「農作業の繁忙期は対応できない、農閑期なら時間をとれる」といったことを言われていたので、この時期の対応となったと思う。

《加賀谷委員》

それまでの間、eふらっとからグループホームの空き状況などの情報提供はあったのか。

《佐藤課長》

覚えていないが、そのような空き状況の情報はなかったと思う。

《広中委員長》

次に12月27日のことについて聞く。

《佐藤課長》

この■■■■牧場の件についての障がい福祉課の対応は、当初は、地域住民から■■■■牧場についての情報がもたらされたことによって、状況を把握するための対応であり、虐待通報によるものではなかった。

地域住民からもたらされた情報というのは、■■■■牧場が酪農をやめたという情報であったため、障がい福祉課としては、牧場の仕事がなくなったから障がい者には牧場を出て行ってほしいといった相談を想定しており、障がい者の居住についての相談や支援を想定していた。また、酪農をやめたという経済的な状況から、もしかするとケアなどが十分に提供されていないのではという懸念もあったことから、機会を捉えて障がい者3名の生活状況などを把握する必要があると考えていた。

また、この件については■■■■牧場側や障がい者3名側からの相談ではなかったため、そもそも相手方に相談のニーズがない中で障がい者3名の生活状況などを把握するために家庭訪問を実施するには、家を訪れるためのもっともらしい理由

が必要だった。この時の訪問の理由としては、手帳の取得についてとグループホームの入所についてとしていた。

●●●牧場の敷地内に車を止め、私と上山主査が車から降りると、付近を雪かきしていた障がい者3名が「なにか御用ですか？」といった感じで近づいてきて、挨拶を交わしたと思う。障がい者3名は訪問した我々を無視したり、避けたり、拒絶するような態度はなく、むしろ、なにか話しかけてくるなど人懐っこいような印象だった。

●●●さんが外に出てきて立ち話でのやり取りとなり、自宅内には入れてもらえなかった。●●●さんは我々が尋ねたことに対してはわかる範囲で答えてくれていたと思う。障がい者3名の生活や今後の支援については尋ねても「それは家内がやっていることなので」といった具合で、詳しい内容を聞き取ることはできなかった。

記録にも15分とあるように短時間の訪問であり、十分な状況の把握はできなかったと思う。この時の家庭訪問で、初めて●●●牧場の家屋などの状況や、障がい者3名のやや薄汚れた身なりや、住居としているスーパーハウスの外観を実際に見て、虐待のような状況があるかもしれないという懸念を持ち、生活や環境などの状況をしっかりと把握する必要があるなど思った。

障がい者3名のことや生活や環境のことをしっかり確認するために、次の訪問では、●●●夫婦と面接する人と、障がい者3名と面接する人で体制を整えた上で家庭訪問を行い、●●●夫婦と障がい者3名とは別個に面談する必要があるといったことを、家庭訪問から帰庁後に上山主査と話したと思う。

《高橋委員》

療育手帳の取得については●●●さんの了解は得られたのか

《佐藤課長》

●●●さんは「総合相談所に障がい者を連れて行けばいいだろう」といった感じの対応であった。

《高橋委員》

生活状況の聞き取りで、これからもこの牧場で障がい者は生活を続けていくということであったのか。

《佐藤課長》

酪農を辞めたということで状況を聞いたところ、これからは畑をやる、そして障がい者は畑仕事をやってもらうとのことであった。

《高橋委員》

家に入ることができなかったのか、外観などを確認したということか。

《佐藤課長》

印象にあるのは2階建てのスーパーハウス。身なりはやや薄汚れていたという印象。

《高橋委員》

懸念事項はなんだったのか。

《佐藤課長》

酪農を辞めて経済的に厳しいのではと推測し、障がい者の面倒を見れないから出て行ってくれ、あるいは食事などのケアが疎かになるといった懸念であった。

《池田副委員長》

顛末書には雇用主とある。そういう認識だったのか。

《佐藤課長》

上山主査が記録したのだと思うが、雇用主という認識はかった。自分は雇用主という認識ではなく、親方といった認識であった。

《池田副委員長》

3人の障がい者の年金の管理も不明とあるが、上山主査がそう思ったのか、佐藤課長もそう思ったのか。

《佐藤課長》

年金の管理については■■■■さんに確認できなかったので、年金の管理については、聞き取れなかったという状況であったと思う。

《加賀谷委員》

7月の件と比べて記憶が鮮明な印象であるが印象が強かったのか

《佐藤課長》

あまり強くない。

《高橋委員》

訪問前に課の中でなにか話をしたのか。

《佐藤課長》

7月から農閑期を迎えたころから、少しずつ「そろそろ状況を確認しようか」という流れになっていたと思う。

《広中委員長》

次に2月8日の訪問までに何かあったか聞きたい。

《佐藤課長》

■■■■夫婦と障がい者を別個に聞き取るために、eふらっとと訪問の調整をした。1月31日の記録ではいつ、どうやって行くのかを調整している。■■■■牧場との調整は上山主査が行い、eふらっととの調整は自分がしていたと思う。

《高橋委員》

12月の訪問後に、次回の訪問について、課の中ではどのように話していたのか。

《佐藤課長》

実際には1か月ほどしかなく、次回訪問の調整を行っていた。上司からの指示というのではなく、上山主査と話していただけであった。

《高橋委員》

虐待としての対応をとっていないが、課としての判断はどうか。

《佐藤課長》

12月27日の訪問の情報からは、■■■■家の経済的な状況や薄汚れた身なりということではなく、虐待のような状況があるかもしれないという懸念の域をすぎなかった。

《高橋委員》

課としての統一した見解だったのか。

《佐藤課長》

虐待ではないという見解を統一する作業はしていない。そのようなリスクがありながらの状況把握であったと思う。

《池田副委員長》

懸念があるのなら、部次長への報告はどうだったか。

《佐藤課長》

懸念という言葉が適切ではないのなら、推測である。

《高橋委員》

課の中での話し合いや共有はどうだったのか

《佐藤課長》

「 さんにもう少し聞いてみないとわからない」ということになっていましたが、課としての判断はなかった。

《広中委員長》

懸念は疑念だったのか。

《佐藤課長》

推測。

《広中委員長》

12月27日の訪問で、障がい者3名には仕事もあって手放す必要はないと さんは言っており、障がい者が追い出される心配がなくなったのに、課として生活の実態を把握していこうとしていたようだが、課の方針があったのか。

《佐藤課長》

障がい者の身なりや 家の経済状況を考えた時には、自分と上山主査はもう少し実態を把握する必要があると考えていて、上司にも報告していたと思う。しかし、課としてなにか明確な指示などはなかった。

《広中委員長》

市としては手帳取得への支援はしていたということでもいいのか。

《佐藤課長》

自分の印象では、表向きは手帳の取得を目的にしていたが、そのようなかわりを持ちながら実態を把握していたのだと思う。

《広中委員長》

障がい福祉課は手帳の取得の支援をしていたのに、eふらっとは虐待だと言っていて、支援が進んでいなかったのではないか。

《佐藤課長》

手帳取得については私の理解とは異なっており、障がい福祉課からサービス利用等のために提案されたものであり、 さんから手帳を取得したいと依頼されたものではない。

《広中委員長》

障がい福祉課として手帳取得を進めていたのではないのか。

《佐藤課長》

手帳取得を前提として進めていた。

《高橋委員》

1月31日の総合相談所の手帳の判定日に、障がい者を連れていく調整をしたのはだれか。

《佐藤課長》

総合相談所との調整は上山主査かやり、 牧場との調整を狩野課長がやっていたのだと思う。

《高橋委員》

虐待の対応はしていなかったということか。

《佐藤課長》

特段、虐待として扱う必要性は無いと認識していた。聞き取りは必要だと思っていた。

《広中委員長》

当時はどのように感じていたか記憶はありますか。

《佐藤課長》

自分は、狩野課長や上山主査の話聞いて、「虐待を警戒する必要がある」と考え方が流されていたと思う。

《広中委員長》

虐待だとも違うとも言えない状況だったと推測できる。市は手帳を取得させようとしていて、eふらっとは虐待と言っていて、かみ合っていない。

《佐藤課長》

狩野課長から断片的に伝わる障がい者の情報を、eふらっとは独自の物差しで虐待だと言っていたのではないか。

《高橋委員》

課としてはeふらっとに支援と一緒に一緒に入ってほしいと考えていたのか。

《佐藤課長》

そのとおり。支援を進めていき、最後に障がい者の住まいの問題になったときに、入居体験などの支援が必要になってくるので、そういった支援を見込んでeふらっとにお願いしていたと思う。

《広中委員長》

次に、2月8日に■■■■牧場に行く目的はなにか。

《佐藤課長》

手帳の取得、グループホームなどの入居、今後の相談先としてeふらっとの紹介の3つを目的としていた。

《広中委員長》

2月8日のことについて聞く。

《佐藤課長》

私、上山主査、eふらっとの■■■さん、■■■さんの4名での家庭訪問となっている。前回の12月の家庭訪問の結果を踏まえ、人的な体制をeふらっとと調整した。先ほどの三つの理由をもとにいろいろと聞き取りをしたり、実際の場面を見せていただくなど、生活や環境の状況の把握を行った。この把握をおこなうことで、虐待のような状況があるかもしれないという懸念についてもある程度わかるものだと考えていた。

最初に我々、訪問者4名が■■■夫婦に聞き取りを行った。

まず、仕事については、酪農をやめて、野菜の畑をしていること、障がい者は牛の世話をしていたがこれからは畑の仕事をしてもらうと■■■が話していた。

家族のことについては、■■■夫婦と息子夫婦がいると聞き取っている。

食事のことについても聞き取りを行っているが、朝夕は障がい者3名を含めた8名で■■■さんの自宅で一緒に食べていること、昼は弁当を持たせて各自で食べていることであつたと思う。入浴や整容のことについて、入浴や髭剃りの声掛けはしているが障がい者は入ろうとしない。

年金や経済的なことについては、年金は本人達の生活に使っていること、お金は本人名義の通帳で管理していることを■■■が言っていた。eふらっとの記録には預貯金はないとあるが私の記憶にはない。

必要な医療について検診は受けていないが、■■■さんは心臓に問題がある方で病院に行っている。

お茶をだされ、■■■夫婦は終始穏やかに話されたと思う。

その後自分と上山主査の二人は■■■■夫婦にグループホームなどサービス利用などについて説明したり質問を受けたりして、e ふらつと■■■■さんと■■■■さんは障がい者3名に聞き取を行ったと思う。

e ふらつとが障がい者3名に聞き取りを行ったのは記録にあるとおりで、困りごとや仕事、給料は■■■■さんについては支給されていない、お小遣いは欲しいときにおばあちゃんに貰って買い物に出かけている。

障がい者3名は■■■■夫婦のことを、じいちゃん、ばあちゃんと呼んでいること。ばあちゃんが病院の送迎や洗濯をしていること、じいちゃんが髪を切っていることなどがわかった。

その後、私と上山主査、■■■■さん、■■■■さんの4名が合流して、■■■■さんに同意をとり、障がい者3名の居住を見せてもらった。

■■■■さん、■■■■さんはスーパーハウスを一棟ずつあてがわれており、■■■■さんはその横のプレハブだったと思う。想像だが、■■■■さんと■■■■さんは後から■■■■牧場に入ってきたので継ぎ足しのように思っているのだと思う。3名の部屋はあまり整ってはおらず、雑然としていたが、ストーブやテレビなど生活に必要なものはあったと思う。障がい者3名は多少薄汚れた身なりであり、部屋が雑然としていたが、挨拶を交わした時の人懐っこい感じはそのまま、3名それぞれいろいろと説明してくれた。■■■■さんはあまりしゃべらなかつたと思う。

当時、障がい福祉課1年目の私は、自宅で家族と一緒に生活している障がい者か、施設にいる障がい者しか、見たことがなかった。グループホームなどに居住して日中活動に参加している障がい者は通常、起床、就寝、外出、食事、入浴、などの生活は一定のルールに従って管理されている。しかし、■■■■牧場の障がい者3名は牧場に家族同然で一緒に暮らし、仕事をして、自由な時間では近隣に出かけたり、木の実をとって漬物のようにして食べたりするなど、ある意味だれかに管理されていない自由を手にいれていて、人懐っこい面からいきいきとしている印象も受け、このようなライフスタイルも障がい者の地域での生活の一つの姿なのだと感じた。

次に、虐待のような状況があるかもしれないという懸念については、生活や環境の状況の把握をしたこの家庭訪問の結果、次のように考えた。

■■■■牧場の障がい者3名については、保護を求めているようなことは確認できなかったことから、緊急性はないものと考えられました。

身体的虐待のサインの各項目、心理的虐待のサインの各項目、放棄・放任のサインの各項目、経済的虐待のサインの各項目について、どの項目についても明確に該当する項目はなく、年金や賃金がどう管理されているのか本人が知らない、の項目についても、該当するという確認は取れなかつた状況でした。

《広中委員長》

今振り返って確認するとそのようなことなのか、当時、実際に確認したことなのか。

《佐藤課長》

今振り返って確認したこと、当時は確認していない。

《広中委員長》

当時のことを聞いている。

《佐藤課長》

2月8日の訪問の帰りの車の中で「はっきり分からなかつたよね」と皆で話したが、■■■■さんがこの件について「それでも虐待の通報はできる」といったので、

「何の根拠があってそのようなことが言えるのか？今見てきたばかりではないか」と強い口調で言ったのを覚えている。

《広中委員長》

相談先の紹介と次の相談につなげる了解が取れたとのことだが、次の記録が出てくるのは令和3年である。それまでの間は障がい者とどの様に関わっていたのか。

《佐藤課長》

2月8日の訪問で概ね生活や環境の助教が把握でき虐待の懸念がかなりなくなり、手帳の取得の手続きはその4月に行った後、また農繁期に入ってきて、継続的な支援が途切れてしまったのだと思う。

《広中委員長》

次の記録が令和3年なので4年間何の支援もしなかったということか。2月8日の目的は手帳の取得、グループホームの利用、相談先がeふらっとになることだったと思うが、この後どこが対応することになっていたのか

《佐藤課長》

障がい福祉課とeふらっとの両方が対応することになっていた。

《広中委員長》

手帳の取得はいつか

《佐藤課長》

手帳の取得が完了したのは令和元年9月である。

《広中委員長》

この間の記録がないのは事務的な処理しか行っていないからか

《事務局補助》

補足します。事務処理上の記録から、平成29年4月27日に総合相談の判定に行っている。同年6月にそれぞれの判定結果が市に来ている。手帳交付の申請の通知は6月末に行っている。そこから約2年経過し令和元年9月になる。

《加賀谷委員》

手帳を取りに来たのはいつですか。

《事務局補助》

令和2年以降に取得しましたが記録はなく担当職員の記憶です。

《高橋委員》

手帳の交付は令和元年ではないのか。

《事務局補助》

手帳の級と号が決定したのが令和元年9月です。

【手帳の手続きについて要約】

- ・平成29年4月27日：総合相談所に判定に行く
- ・平成29年6月：総合相から判定結果が市に来る
- ・平成29年6月末：手帳交付申請勧奨の通知を本人に行う
- ・令和元年8月末：本人から手帳交付申請がある
- ・令和元年9月：手帳の級と号が決定し手帳が市に届く
- ・令和2年：本人が手帳を市に受け取りに来る。

《高橋委員》

この手続きは手帳担当者がしていたのか。

《佐藤課長》

おそらくその通り。

《 広中委員長 》

e ふらっとはかかわっていないのか

《 佐藤課長 》

手帳の手続きに関われることは無い。

《 高橋委員 》

車の中で「はっきり分からなかった」というのは、虐待かどうか分らなかったということか

《 佐藤課長 》

その通り。

《 高橋委員 》

課としての訪問の結果のまとめはどうだったか。

《 佐藤課長 》

虐待については、はっきり分からなかった。そのため手帳の取得などの通常の障がい者支援に繋げたのだと思う。

《 広中委員長 》

記録は作成したか。

《 佐藤課長 》

わからない。当時、上山主査との疎通がかなり悪い状況だったため。

《 池田副委員長 》

今後は月1回の訪問とあるがその点はどうか。

《 佐藤課長 》

訪問の事後として、訪問は月一程度の間隔という距離感ということでこの記載になったのではないか。この時点で次の訪問のアポは取っていない。

《 池田副委員長 》

確認などを行い虐待の認識はまったくなかったといえるか

《 佐藤課長 》

自分はそう感じている。2月8日の訪問で行ったことは当時やれることの限界であったと思う。そこからさらに通帳の中身を見せてもらうには違う力がないとできない。

《 池田副委員長 》

e ふらっとの1月27日の記録で、「環境は劣悪な状況であった」と断定しているがどうか。

《 佐藤課長 》

事実ではない。私は12月27日では状況を見ていない。

《 高橋委員 》

12月27日の訪問と2月8日の訪問の印象はどうか。虐待の懸念はどう感じたか。

《 佐藤課長 》

2月8日はお金のことについて突っ込んで聞いているが、■■■■さんはややのらりくらしといった感じであった。聞き取れる範囲で聞いたところ、抱いていた懸念はちいさくなった。

《 広中委員長 》

弁護士が請求した文書はすべてなのか。平成29年の記録から急に令和3年の記録になっている。このほかの支援記録はe ふらっとにないのか。

《 事務局補助 》

確認する。

《高橋委員》

記録を書いた記憶はあるか。

《佐藤課長》

書いていないと思う。

《高橋委員》

課の中でこのことについて意見を交換したことはあったか。

《佐藤課長》

明確なやりとりはなかった。

《高橋委員》

部次長の報告についてはどうか。

《佐藤課長》

部次長への報告なら佐々木課長となるが、当時の課長はそのようなときに現場の人間を同席させていたが、自分の記憶が定かではない。

《加賀谷委員》

資料のほとんどがeふらっとから出ているが、実際と違う部分があれば言ってほしい。

《佐藤課長》

eふらっととしてどのように理解していたかについては記録からわかるが、事実と違うところとなると、拾いなおさないとわからない。

《池田副委員長》

ペットボトルの飲料水にボウフラが湧いていたとあるがどうか。

《佐藤課長》

12月や2月ではボウフラはわからないと思う。

《広中委員長》

以上をもって、聞取りを終了としたい。

以 上

市長	副市長	部長	次長	課長	主査	合議	別添3

第4回委員会の議事録（職員への聞き取り）について報告します。

会 議 顛 末 書

会議名	第4回 保健福祉部障がい福祉課專案調査委員会（職員への聞き取り：石川主査）
日 時	令和5年4月20日（月）9時00分～9時07分
場 所	恵庭市役所2階 203会議室
出席者	<p>【委員長】 広中総務部長 【副委員長】 池田総務部次長</p> <p>【委員】 高橋明子課長（えにわっこ応援センター）、加賀谷主査（生活環境課）</p> <p>【事務局】 辰下課長、武田主査（職員課）</p> <p>【事務局補助】 小山主査、鈴木（障がい福祉課）</p>
内 容	<p>《広中委員長》</p> <p>当時のことについて聞き取りしたい。■■■■牧場や障がい者の方たちと関わったり、会ったことはあるか。</p> <p>《石川主査》</p> <p>育恵会で年に1回、研修旅行のようなものがあり、市が事務局のお手伝いをしていた関係で、バスの乗り降り等お手伝いしたことがある。</p> <p>《広中委員長》</p> <p>この案件に何か関わっていたことはあるか。</p> <p>《石川主査》</p> <p>自分の担当業務ではなかったもので、当時、すべてを把握していたわけではない。正しく理解もできていなかったもので、個人的に意見を持っていたこともなかった。</p> <p>《広中委員長》</p> <p>先日、狩野課長より聞き取りを行った際、この件についての記録はあまり残っていないが、当時の障がい福祉課はみんな大きな声で話しをしていたから、状況はみんなに伝わっていると言っていた。その程度か。</p> <p>《石川主査》</p> <p>そうである。でも詳しくはわかっていなかった。</p> <p>《広中委員長》</p> <p>何か携わっていたこともないか。</p> <p>《石川主査》</p> <p>ない。</p> <p>《広中委員長》</p> <p>先に聞き取りした二人から、当時、障がい福祉課とe-ふらっとはうまくいってなかったと聞いているが、その認識についてはどうか。</p> <p>《石川主査》</p> <p>あった。自分が異動してきた時から既にそういう関係性だったので、誰と誰がだめだったかはわからないが、協力できていないことはあった。</p> <p>《高橋委員》</p> <p>平成28年7月から平成29年2月にかけてあったことについて、どのように課の中で話がされていたのか、また記録を見た記憶などあるか。</p>

《石川主査》

課全体で話したかという、障がい福祉課としては話し合っていないと思う。

《高橋委員》

佐藤主査と熊谷（上山）さんが■■■■氏を訪問した後、こんな風だったよと狩野主査や石川さんがいるところで話す感じだったのか。

《石川主査》

そうである。何も話していないということではない。

《高橋委員》

記録は回覧していた記憶はあるか。

《石川主査》

はっきりと覚えていない。

《広中委員長》

以上で聞き取りを終了する。

以 上

市長	副市長	部長	次長	課長	主査	合議

別添 4

第4回委員会の議事録（職員への聞き取り）について報告します。

会議顛末書

会議名	第4回 保健福祉部障がい福祉課事案調査委員会（職員への聞き取り：上山主査）
日時	令和5年4月20日（木） 9時10分～10時15分
場所	恵庭市役所2階 203会議室
出席者	<p>【委員長】 広中総務部長 【副委員長】 池田総務部次長</p> <p>【委員】 高橋明子課長（えにわっこ応援センター）、加賀谷主査（生活環境課）</p> <p>【事務局】 辰下課長、武田主査（職員課）</p> <p>【事務局補助】 小山主査、鈴木（障がい福祉課）</p>
内容	<p>《広中委員長》</p> <p>eふらっとに対して証拠保全の手続きがあったことなどは知っているか。</p> <p>その当時に実際にどういうことが起きていたか確認したくて聞いている。当時の熊谷主任が最初に関わったのは平成28年7月8日の記録にある、佐藤主査と熊谷さんがeふらっとに来て恵庭市内の農場で障がい者が3名住み込みで働いている…という口頭処理がスタートだったがどうか。</p> <p>《上山主査》</p> <p>明確な記憶がない。このケースについて課の中で「関わらなければならないね」と言っていた時期だとは思いますが、明確に佐藤主査とeふらっとに行ったという記憶はあまりない。おそらく付いていただけではないか。</p> <p>《広中委員長》</p> <p>12月27日の家庭訪問のことについて。</p> <p>《上山主査》</p> <p>覚えているが12月のことなのか、2月のことなのか明確に分けて記憶しているわけではないので、混ざるかもしれない。</p> <p>《広中委員長》</p> <p>12月27日の記憶について聞く。</p> <p>《上山主査》</p> <p>夏から関りを開始したが、12月までの間は■■■■氏から繁忙期のため面談の時間が取れないと言われ、延ばし延ばしになっていると感じたが、12月過ぎに手帳のことをきっかけに訪問となった。</p> <p>その時にもスムーズに家に入れてもらえず、障がい者の方とは外でお話をしたのだと思う。牛のために使っていたような洗い場のような場所で話をお聞きした。部屋についても入ったというよりは、外から見せてもらったという状況。</p> <p>《広中委員長》</p> <p>その時にどのようなやり取りをしたか覚えているか。</p> <p>《上山主査》</p> <p>何か困ってることがあったとの話は覚えてない。エピソードが強烈。わなを仕掛け鹿をとっている。</p> <p>環境的にきれいな部屋ではなかった。スーパーハウス上下と離れ。トイレは■■■■さんのところだけで、夜外に出るのが寒くていやと聞いた。</p>

本人たちから不満やお金のことなどは言っていない。服はばーちゃんが用意してくれとか、服は与えられていた。環境についての不満も聞かれなかった。

《池田副委員長》

■■■■氏との接触は上山主査が対応したのか

《上山主査》

■■■■氏とのやり取りは私ではない。誰が担当か明確な記憶ない。言われて佐藤主査についていった。調整した記憶もない。

《池田副委員長》

e-ふらっとの記録で劣悪な環境であったとある。

《上山主査》

外からのぞいたところ床に直接布団が敷かれていた。劣悪と表現したかわからない。見たまま伝えたと思う。

《池田副委員長》

覗いて現認したということか

《上山主査》

本人たちに見るかと言われた。勝手に覗いてはいない。

《池田副委員長》

(担当者所感について確認。)年金の管理について確認できたか

《上山主査》

■■■■氏に年金について聞いてはみたが、通帳を見とか残金など明確に確認できなかった。他の職親の■■■■さんや■■■■さんは残金など把握しており教えてもらっていた。

《池田副委員長》

課内での議論はあったか

《上山主査》

明確にはなかった。課内で議論するほど情報がなかった。

担当としては虐待認定しても、支援の方向性としては措置入所や立ち入り検査の権限だが、現状では想定できず通常支援でも解決する方法も探っていた。命の危険やすぐ逃がす等の判断であれば虐待認定が必要だが、本人たちが逃げたいとか、■■■■さんがもう置いておけない等の状況ではないため、3人別々になるかもしれないがグループホームも探していた

《広中委員長》

12月27日はそれ以上の話はなかったのか

《上山主査》

時間も15分と短く、ゆっくり話は聞けなかった。

《高橋委員》

帰ってきた後、席についてから課内で話をしたか。顛末書の決裁はどこまで上がったか

《上山主査》

私の話を聞いてもらうことはなかった。佐藤主査と狩野主査と訪問についてのやり取りはあったと思う。今後どうするとの課としての見解は出なかった。

顛末書の決裁はどこまで上がったか覚えていない。

《広中委員長》

仕事納め・新年となったが、1月26日から■■■■氏が総合相に行けず、狩野主査がe-ふらっとに頼んだことは覚えているか

《上山主査》

狩野課長が断られ怒っていた記憶はある。

《広中委員長》

e-ふらっとと障がい福祉課で一緒に訪問することを決め、2月8日に訪問するまでに何か記憶はあるか

《上山主査》

e-ふらっとが見たら連れていくのかとの議論はあった。見ていたら連れていくのであれば、e-ふらっとも関りがあった方が良いとの話もあった。

違う相談支援事業所を探しても良いのではと思っていた。

《広中委員長》

2月8日の事を聞かせてください

《上山主査》

向かう車の中で支援について話した記憶はない。

立派な別棟で■■■■さんと話をした。過去の■■■■氏の活動や功績の話が長かった。障がい者の生活状況については、服は買ってる、ご飯は食べている等の話はあった。お給料は生活費や食費と相殺になっていると聞いた。他の職親も同様に給料と相殺だった。本人の年金については通帳はあるということで、具体的な話はなかった。障がい者3名はe-ふらっとで対応していた。途中で合流しみんなで話した。

《広中委員長》

■■■■氏の話はe-ふらっとも聞いたのか

《上山主査》

e-ふらっとはいなかった

《広中委員長》

話はどちらが聞いたのか

《上山主査》

■■■■氏とは佐藤主査が聞いていた。

《広中委員長》

他の聞き取りからは、市としては障がい者支援としてまずは手帳の取得を考えていたがe-ふらっとは何もしないで虐待を主張していた。2月8日以降e-ふらっとは面談記録にも虐待に関する記載はない。e-ふらっとは話を聞いた中で虐待を主張していたが訪問後虐待について主張はあったか

《上山主査》

虐待として扱うことが認められてなかった。虐待の疑いやお金のことは何も明らかにならなかった。白かどうかの確認されず、疑いのまま曖昧になるのかと思っていた。なかった証拠もないがあった証拠もない。お金のことはあいまいなままだった。

4月に異動となるので、3人の生活が野性的で都会のグループホームはなじまないが、能力は高いがパソコン作業より農作業のあるグループホームを長沼方面を探していた。

課としても、このまま[]牧場で過ごすよりも手帳を取得し本人たちにあったグループホームなどの生活の場を得るための支援は本人たちのためだと考えていたと思う。

今後のお金が明確になるためにもグループホーム入所を考えていた。

4月の判定に同行してくれるグループホームはないかと探していた。

《高橋委員》

・グループホームは見つかったのか

《上山主査》

長沼の施設で了解されたが課内の反対にあった。なるべく早くグループホームに入れてあげたかった。その後4月になり異動となった。

《高橋委員》

12月27日の訪問で窓越しに見た部屋と、2月の訪問で実際に中に入ったのでは印象は変わったか。

《上山主査》

ストーブの周りに物があって危ないと思った。上で物を焼いたりできる昔のストーブで、障がい者がこのストーブの上で鹿肉を焼く話をしたり、自分たちで灯油を入れているとのことだったので危ないと思った。この環境が障がい者にとって最善だろうかと思った。部屋にはあまり物がなかった印象。

《広中委員長》

虐待という観点について、年金についてはわからないということだが、それ以外の身体的などの虐待の心配についてはどうか

《上山主査》

あざはなかった。障がい者も殴られているという話はしていなかった。痛いところはありますかと聞くと、怪我をしたという話をした人はいなかった。足がしもやけになっていると話した人はいたと思う。身体的な虐待の疑いはないのではないかと思った。心理的な虐待については、読めないと思った。障がい者には、明確に話せるような理解力はなかった。何十年の間で関係が家族のようになっていたので、仮に何か言われたとしても、訴えてこなかったし、嫌なことを言われたと理解できる人もいなかったと思う。虐待とは分からなかった。ネグレクトについてはわからない。この環境そのものが放任といえそうだろうし、3人とも同じ環境だったので、([] 氏のことを) 面倒を見ている障がい者をこのように扱っていいと思っている人なんだ、放置をしているというより、長年このような扱いをしてきた人なんだと思った。

《高橋委員》

2月8日4名で行って、どのような話をしたか。

《上山主査》

eふらっとと佐藤主査がどのような話をしたかはわからない。車の中では、障がい者はこの環境に慣れているので、今すぐ引き離すと一部の混乱が起きるのではないかと話したと思う。障がい者は [] さんの奥さんをお母さんと呼んだりしていたので、ファミリー的な感じだった。

《高橋委員》

eふらっとも同じような考えで、明らかな虐待ということにはならなかったということか。

《上山主査》

今すぐ引き離すということにはならなかった。eふらっとが虐待と思っていた

かはわからないが、今、引き離そうという意見を言う人はいなかった。

個人的な感想だが、障がい者を連れて行ってくれるところ（相談室 ■■■氏）を自分が見つけたのに、連れていってくれていればよかったのではないかと思う。

《池田副委員長》

■■■さんのやり取りは、佐藤主査のところでは却下されてしまい、課長まですら上がらなかった。スタッフではあったけど、課長に訴えるという環境ではなかったのか。

《上山主査》

課長に何かを訴えようという気持ちはなかった。

《池田副委員長》

■■■さんと■■■さんのところにいた障がい者は母屋に住んでいたのか。

《上山主査》

■■■さんは外国人の技能実習生の部屋を母屋に持っていて、そのうちの一つ部屋に障がい者もいたのだと思う。■■■さんは障がい者の方のために母屋につながった離れを作っていた。豪華だった。

《加賀谷委員》

2月8日の記録は佐藤主査か、上山さんが作ったのか

《上山主査》

明確な記憶はないが、12月には自分が書いたので書いたとしたら自分が書いたのではないか。

《加賀谷委員》

事実をありのまま書いたのか、今後の方針まで書いて決裁の中で意思確認をしたのか。

《上山主査》

方向性は書いていないと思う。事実を書いたのではないか。

《高橋委員》

2月8日の後、なにか支援した記憶はあるか

《上山主査》

4月の総合相談の予約が入っていたのは覚えている。4月の判定を待って、手帳の取得を求めグループホームはどうするか、という流れなるのだと思っていた。

《高橋委員》

その支援に虐待という視点はあったか。

《上山主査》

最後まで疑っていたが、課の認識として虐待があったという結論は出していない。調査中という状態だったのではないか。決めきれなかった。

《池田副委員長》

証拠もなかった、判断しなかった、保留、ということか

《上山主査》

手帳を取得し、グループホームの話をする際に、入所料の話が出るので、どのように支払うのか、という話の中で、年金額を明らかにしたり、お金についても明らかになっていくのではないかと思っていた。

《広中委員長》

その流れになったが、令和3年となっていた。

《高橋委員》

なぜeふらっとは虐待だと盛り上がっていたのか。

《上山主査》

客観的な状況だけでは虐待は疑われるのではないかと思う。

《高橋委員》

その間、eふらっととなにかやり取りはしたのか

《上山主査》

私はeふらっとと仲が良くないといわれていた。

《広中委員長》

虐待だといって、手帳の取得に進まなかった印象があるのだが。

《上山主査》

手帳取得は札幌の総合相に連れていくことが難しかった。市の公用車に乗せるのも難しかった。別の障がい者はグループホームに入った後にその職員に総合相に連れて行ってもらっていたので、手帳が先か、サービス利用が先か考えた。障がい者は職親で■■■■牧場に来る前に児童相談所を通して報恩学園やもなみ学園にいて、判定の記録は報恩学園にはあったので、その判定記録でサービス利用はできるのではないかと私は考えた。

《高橋委員》

虐待の懸念はあったが、虐待の事実もなく、虐待の通報もなかったが、緊急性はなかった。課としての判断としてはなっていないが、それぞれ同じような認識で共有されていたということか。

《上山主査》

通報がないからコアメンバー会議をしなかったのではなく、課として緊急事態ではないととらえていたし、虐待とすぐにしないで障がい者の支援の方策もあるのではないかと担当も思っていたし、虐待認定のためのコアメンバー会議を開くには情報が足りなかったということ。

《広中委員長》

以上で聞き取りを終了する。

以 上

市長	副市長	部長	次長	課長	主査	合議	別添5

第4回委員会の議事録（職員への聞き取り）について報告します。

会議顛末書

会議名	第4回 保健福祉部障がい福祉課事案調査委員会（職員への聞き取り：佐々木課長）
日時	令和5年4月20日（月）10時20分～10時35分
場所	恵庭市役所2階 203会議室
出席者	<p>【委員長】 広中総務部長 【副委員長】 池田総務部次長</p> <p>【委員】 高橋明子課長（えにわっこ応援センター）、加賀谷主査（生活環境課）</p> <p>【事務局】 辰下課長、武田主査（職員課）</p> <p>【事務局補助】 小山主査、鈴木（障がい福祉課）</p>
内容	<p>《広中委員長》</p> <p>佐々木課長が一番初めにこの件にかかわったのは、平成28年7月8日、狩野主査と一緒に■■■■氏を訪問しているところだと思うが、この前の関わりはあるか。</p> <p>《佐々木課長》</p> <p>ないと思う。おそらくこの育恵会の方から電話があって初めて行った。</p> <p>《広中委員長》</p> <p>7月8日のことで覚えていることがあったら教えてほしい。</p> <p>《佐々木課長》</p> <p>その日最初に訪問した時は、■■■■氏がいなかったが、その後、本人と話している。記録のとおりだと思う。</p> <p>《広中委員長》</p> <p>そのときの印象はどうだったか。</p> <p>《佐々木課長》</p> <p>障がい者3名の住まいがスーパーハウスで、中までは見ていないが、そういうものがあるというのは見た記憶がある。</p> <p>《広中委員長》</p> <p>その後、12月の訪問や1月のe-ふらっととのやりとりについてなど、障がい福祉課の記録があまり残っていないが、課内でのやりとりはどのように記憶しているか。</p> <p>《佐々木課長》</p> <p>12月の訪問は記録が残っているが、その後、狩野主査が1月末にe-ふらっととやりとりしている部分は正直記憶がない。</p> <p>2月8日に障がい福祉課とe-ふらっとで■■■■氏を訪問していることについては、口頭で報告を受けていると思う。当時は、まず障がい者3名の手帳取得をさせるために■■■■氏を説得していた。その後、4月中には手帳が出そうだと報告を受けた記憶がある。</p> <p>《池田副委員長》</p> <p>市としては虐待という認識はなかったと思うが、e-ふらっとが虐待を主張してきた記憶はあるか。</p> <p>《佐々木課長》</p>

直接聞いた記憶はない。障がい福祉課としては虐待案件ではないという認識だった。障がい者3名は、良い環境ではなかったにせよ、まったく放っておかれているわけではなく、食事の提供もあり、本人たちも嫌がっている状況ではない中で、虐待という認識はなかった。

《池田副委員長》

「■■■■氏が元市議会議員（元議長）であったことがわかり、対応に気を付けるように達しがあったとのことである」とあるが。

《佐々木課長》

相手が誰であろうと対応は変わらない。注意するように言った記憶もない。

《池田副委員長》

虐待との判断も虐待でないとの判断もしていないが、障がい福祉課としての根拠はどうなっているのか。

《佐々木課長》

虐待案件ではない認識なので虐待としての結論は出さなかった。

《広中委員長》

組織としての判断は何もしておらず、虐待として対応することになっていない。課としての判断はしていない。

《高橋委員》

理事者への報告は？

《佐々木課長》

報告したかかどうか記憶はない。

《広中委員長》

以上で聞き取りを終了する。

以 上

電話(口頭)受理事件処理簿

施設長	事務長	管理者	センター長	指導員	相談員	相談員	相談員	相談員	相談員	相談員
-----	-----	-----	-------	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----

受理日時	平成 28 年 7 月 8 日 (金) 午前・午後 14 時 30 分	
送話者	障がい福祉課 佐藤主査、熊谷さん来所	受話者

処 理 事 項
<p>以下、佐藤主査より。 詳細は全く不明。 恵庭市内のとある農場で障がい者が3名住み込みで働いているのだが閉鎖するかもしれないという話がある。実際に閉鎖するのかどうかはまだ全く分からない状況なので確認中なのだが、もし閉鎖となればその3名の障がい者の住むところまで無くなってしまいますので、そうなるとスピード感が求められる。 具体的には住むところを探さなければいけないので、恵庭市内のグループホームの空き状況とショートステイの空き状況についての調べが必要となる。その空き状況の調べをお願いしたいと思っているが、そういう状況になった時にすぐ対応してもらえるように事前に今日情報を伝える来たとのこと。その時になって突然ということではなく、今日、事前に伝えたので、その時はよろしくお願ひしたい、とのことである。 どういう方なのか、そもそもどれくらいの支援が必要な方々なのか、といった情報も一切ない状況。 障がい福祉課としては、そういったことは後で検討することであって、まずはそこで住めなくなった時にどうするのかということが優先事項という押さえであり、空き状況等の情報をまずは押さえたい、支援のことはそのあとといったスタンスの様子。</p> <p>このため、こちらからは、本当に空き状況だけでよいのか確認。空きだけを確認するなら手分けをすればそれほど手間なことではないが、空気を聞いたら必ずどういふ方を聞かれることを伝えるが、前記、閉鎖ということの確認が取れたら、取り急ぎ空き状況を調べて欲しい、というスタンスは変わらず。</p> <p>このため、空き状況の確認だけということであればよいが、我々としては、その方たちがどういふ方なのか、どういった支援が必要になるのか、それに対してどういった協力体制を取れるのかを知りたいことを伝える。状況が分かったら情報はいただける、とのことであったが、そういったことは後でよいので、あくまでも、障がい福祉課が依頼したら早急に空き状況だけを確認して欲しい、というスタンス。</p> <p>了解しかねる内容ではあったが、本当に空き状況の確認だけ行い、その方たちの支援のことについてはその後で検討していくということでのよいのかを確認。それで良いというだったので、詳細は良くわからないが協力することについては了解した。</p> <p>17:35-17:39 障がい福祉課 佐藤主査より来電 対応・記録</p> <p>相談員宛て7:00か、席を空けているを伝え、代わりに伺う。土日を除くので話(とろ)と、7:00のこと。「今日相談していた件で、あいまい相談すると思う」といふか、そのことを相談員に伝える良いかと聞くと、「緊急で何かする案件ではない」といふことを伝えるあいてほしいとのこと。相談員に伝える。</p>

育恵会 会長 [redacted] 様

お世話になっております。
先日お伺いいたしました恵庭市障がい福祉課の狩野と申します。

[redacted]さん・[redacted]さんの手帳の取得に関し、北海道立心身障害者総合相談所に提出が必要な判定依頼調査書作成のため、状況等の
聞き取りをさせていただきたく連絡いたしました。

聞き取り方法は、職員が自宅へお伺いし、[redacted]さん・[redacted]さんよりお話を聞きたいと思っておりますので、恐れ入りますが
都合の良い日時をお電話またはFAXでご連絡くださいますようお願いいたします。

7月28日(木)	7月29日(金)	8月1日(月)	8月2日(火)	8月3日(水)	8月4日(木)	8月5日(金)	8月8日(月)	8月9日(火)	8月10日(水)
希望時間	希望時間	希望時間	希望時間	希望時間	希望時間	希望時間	希望時間	希望時間	希望時間

都合の良い日に○を、都合の悪い日に×をご記入ください。
なお、ご希望の時間がありましたら下段にご記入ください。
ご不明な点がありましたら、下記担当までご連絡くださいますようお願いいたします。

【問合せ・連絡先】

恵庭市保健福祉部障がい福祉課
計画推進担当 狩野(かりの) 志帆
電話 33-3131(内線1331)・ファックス32-1155

電話(口頭)受理事件処理簿

施設長	事務長	管理者	センター長	計画課長	相談員	相談員	相談員	相談員	相談員	相談員

受理日時	平成 28 年 12 月 21 日(水)		午前・午後 14 時 40 分
送話者	障がい福祉課佐藤主査	受話者	

処 理 事 項

佐藤主査来所。7月8日に話のあった農家に住み込みで働く障がいのある方達の閉鎖となった場合の居住場所等について(前回の口頭受理を添付します)。

まだ話は具体化してなく、農場が閉鎖するかどうか分からないが(経営難で閉鎖する可能性があるという段階とのこと)、明日、障がい福祉課がその農家を訪問し、今後の話をしてくる予定であるとのこと。

具体化していないため、すぐの相談支援とはならないとのことであり、もし実際に閉鎖するということになり、次の居住場所をどうするかという話が出てきたタイミングで情報提供をするために、恵庭市および近郊(=北広島市、千歳市で良いことを確認)のグループホームの空き情報を把握しておきたいため、空き情報調べについて手伝ってもらいたいとの依頼。いつまでという期限はなく、年明けが良いとのこと。

確認でき次第返答することとした。

まだ閉鎖するかどうか分からず、支援が必要となるかどうか具体的なではないということで、今回も農家の状況や本人達の情報は得られず。

※e-ふらつとで報告後、まず別件ケースで北広島市の情報収集をおこなうため、それに付随し、その情報が落ち着いた段階で千歳市の情報収集を行う方向となる。

市長	副市長	部長	次長	課長	主査	スタッフ	合 議

別添 9

顛末書

報告日 / 平成 28 年 12 月 28 日

記録者 / 障がい福祉課 主任主事 熊谷 和恵

会 議 名	療育手帳取得に係る確認事項 ()
日 時	平成 28 年 12 月 27 日 (火) AM 10 時 15 分 ~ 10 時 30 分
場 所	牧場
出席者	恵庭市障がい福祉課 佐藤主査 熊谷 雇用主: 、本人: 、
牧場に訪問	牧場については、牧場の経営状況悪化により住み込みで雇用していた 3 人の障害者について雇用の継続が難しく今後の支援が必要との相談があったことから、障害者手帳の取得を勧めてきたところである。手帳取得後のグループホーム入居等について、施設の空き状況からすぐに対応が困難であるため今後の見通しについて、雇用主の 氏に確認した。 なお、3 人の障害者については牛が既になくいることから作業がなく、訪問時には雪かきをしていた。
氏の話し	療育手帳の判定日については了解した。何とか総合相談所まで 3 人を連れて行こうと思っている。 (グループホーム等の空き状況について) 今は仕事がないが、春からは畑作をやると思っている。 畑があれば 3 人の仕事もあるし、手放す必要はない。 施設等については当面必要がないと考えている。 (牧場を閉鎖し、仕事なくなったという相談では?) 牧場は閉鎖したが、畑がある。しばらくは 3 人と暮らしていくつもりである。
担当者所感	氏の話は当初の相談と変容している。詳細は不明であるが、現状から新しく畑作への転換は困難ではないかと思われるが、 氏の態度は頑なであった。 3 人の障害者の年金の管理についても不明な状況であり、今後の確認を要する。手帳取得時に、サービス利用について再度促すとともに成年後見センターと連携し、3 人の成年後見制度利用についても検討していく。

--	--

電話(口頭)受理事件処理簿

施設長	事務長	管理者	センター長	計理課長(主任)	相談員	相談員	相談員	相談員	相談員	相談員
-----	-----	-----	-------	----------	-----	-----	-----	-----	-----	-----

受理日時	平成 29 年 1 月 26 日 午前・午後 11 時 50 分	
送話者	障がい福祉課狩野主査	受話者

処 理 事 項

手帳取得のお手伝いとして総合相に連れて行ってもらえないか、とのこと。
 案件としては、7月と12月に佐藤主査から話のあった、農場で住み込みで働く障がいのある方達の件。
 以下、狩野主査から話がある。
 市と育英会で関りがあり、市では年2回、育英会の親睦会や総会のお手伝いをしてきたとのこと。その中で、■■■■農場で障がい者3名が働いていること、農場が経営破たんを来し、昨年やめなければならぬという状況が分かった。そこで本人たちの支援をするためにまず手帳を取得することとなり、取得に向けて総合相と調整を図ってきた。
 判定日が1/31(火)9:30~となっていたが、今日になって■■■■氏から用事があって当日は連れていけないという連絡が入った。
 本人達の状況としては、母屋ではなくプレハブに住まわされているなど劣悪な環境で、さらに年金などの金銭的榨取も疑われるため、市としては早めに介入していきたいと考えている。
 そのため、1/31の判定を予定通り進めていきたいが、市では送迎出来ない(理由を聞くと今までに連れて行ったことはなく、ようするに前例を作りたくないということのよう)ので委託先であるe-ふらっとで連れて行ってもらうことは出来ないかだろうか、とのことであった。
 まず、e-ふらっとは相談支援なくして送迎サービスをやっている訳ではないので連れていくだけということは出来ないこと、本人達の手帳取得のための相談支援という意味合いで考えたとしても、これまで佐藤主査が2度来所しているが、まだ相談段階ではないとのこと、詳しい情報提供がなかったため、e-ふらっとでは余ったこともなく、本人たちのことを知らない状況であること、さらに障がい福祉課で関りの経過がある中で、そういった対応の中、今回総合相にだけ連れていくというのはどうなのだろうか、と伝える。
 市としては、あくまでも手帳取得の支援として委託であるe-ふらっとに送迎をお願いしたいとのことである。
 改めて前記と同じ話をした上で、明日を期限としてe-ふらっと内で検討し返答することとなる。

平成29年1月27日(金)朝のミーティングにて報告。

- ・プロセスが分からず、本人達のことも分からない。それは相談支援ではなく、その状況では連れていくのはタクシー代わりではない。
- ・3名の対応を1人では難しく、e-ふらっとの公用車では対応できない。
- ・行く方法を一緒に考えるということは出来る。
- ・事情を分かっている人がいなくてよいのか。
- ・提案として、障がい福祉課で車を出し、障がい福祉課からも行くということであれば引き継ぎなどという意味合いでもe-ふらっとから1人同行することは考えられる。

8:54~障がい福祉課狩野主査へ送電。前記について伝える。課内で検討してまた連絡することであった。

12:58～障がい福祉課狩野主査より来電。

1/31(火)は市でも連れていけない(e-ふらつとが同行したとしても)という判断となったため、
■■■■氏にも連絡を取り、次回4月の判定で行くことになった。その時は■■■■氏が連れていくとい
う判断になったとのことである。

次回まで期間が空くため、市としては2月に訪問等を行い、支援を継続して行こうと思っていると
の話であった。

もしその時に今回のように■■■■氏が連れていけないとなったら、その時はe-ふらつとで連れてい
けるかどうか、との確認あり。

前述と同じく、ただ連れていくということは難しいため、今の時点で行ける行けないという返答に
はならないこと、その時に向けて今から支援としての引き継ぎを含めて、次回に向けて一緒に
考えていくことは出来ることを伝える。

狩野主査としては、その時に行けるのか行けないのかという返答を待っていたようだが、少々
了解いただける。

前記について、e-ふらつと内で報告。

4月まで先延ばしにしてよいのかどうか、市として現在の状況のままにしておいてよいと思っ
ているのかどうか、経過や事情が分からないため、改めて障がい福祉課へ確認することとなる。

続きは別紙へ。

平成 29 年 1 月 27 日(金)13:30～障がい福祉課狩野主査訪問

先ほど検討結果をお聞きしたが、前段の話で、劣悪な環境に住んでいるということや金銭搾取といった話も出ており、e-ふらっととしては虐待としても見過ごすことが出来ないケースであることを伝えた上で、状況と市として今回の対応で良いのかどうかを確認した。

障がい福祉課としてもこのまま放置出来ないという認識はあり、支援に積極的に関わっていかないとならないとは考えているとのことである。

対象となる方 3 名は、**■**歳の方と 50 代の方が二人。障害年金受給。それぞれ報恩学園、もなみ学園の出身で、資料もあるため、総合相からは判定を受ければほぼ手帳は交付されるという話も出ているとのことである。**■**歳の方は 16 歳の時から現在の農場で働いており、50 代の二人は、他の農場を転々としたあと、10 数年前から現在の農場で働いているという。

これまでの経過として、障がい福祉課と育英会(千歳、恵庭)とはこれまでも繋がりがあり、総会や親睦会で関りがあった。

平成 28 年の夏頃、育英会の副会長から、会長である**■**氏の農場がつぶれたようだということ、さらにつぶれたために、**■**氏が雇用していた障がい者達に、どこにでも行っていい、好きにしていっていいと言われてしまったと本人達が泣きついてきたという話があった(どのように本人達が言ってきたのかの詳しい経緯は障がい福祉課でも分からないとのこと)。

この話を受け、虐待も視野に入れ、障がい福祉課で“裏取り”をしたところ、農場(農家と酪農)のうち酪農が破たんしていたこと、**■**氏が元市議会議員(元議長)であったことが分かり、対応に気を付けるようにと達しがあったとのことである。

このため、破たんのことまでは市長決裁を取っており、障がい福祉課だけでなく、市としてことを荒立てずに支援していくという方針が立てられたという。

その後、夏の親睦会の打ち合わせの時に、**■**氏に農場の話をそれとなく聞いてみたところ、酪農が破たんしたこと、冬は仕事がないという話が聞かれた。

この話を受けて、本人達の支援を開始するためにまず手帳を取得する方向となり、9～10 月頃から総合相との調整。障がい福祉課としては、手帳取得後に、成年後見制度の利用などに繋ぐということを考えていたという。

■氏の家は税の差し押さえもされており、経済的には厳しいと思われるため、年金搾取も疑われる。また、障がい福祉課から佐藤主査と熊谷さんが一度だけ訪問したことがあったが、プレハブ小屋の床の上に布団が敷いてあるなど、環境は劣悪な状況だった。

今の状況が危険であるということは市としても認識はあるようだが、緊急性や虐待としての判断はしていない。障害年金を根拠として働いていくことで検討しており、早く分離を図ってほしいとしているとのことである。そのために、まず2月に訪問して状況を確認するとのことであった。

市としては、夏くらいには、冬場は仕事がないので必要ないといっていたのに対し、ここに来て、仕事があるからこれからも働いてもらおうかと思っているといった話をしているとのことでは抱え込みをしようとしている様子もあるため、抱え込みを防ぐという意味でも慎重にすすめたい、との話があった。

これらの話を聞いた以上、やはり見過ごすわけにはいかず、虐待案件として扱わざるを得ないと伝える。

しかし、これはあくまでも市としてオープンにしている話ではないこと、e-ふらつとが虐待案件として扱うのであれば、このケースには関わってもらわず市単独で扱っていく、との話であった。了解は出来ないが、取り扱いを含めて持ち帰る旨を伝えた。

平成 29 年 1 月 30 日(月)11:50～e-ふらっと内で打ち合わせ

- ・市としては、今後やるべきことはやるとしているが、放っておいてよいのかどうか。
- ・2 月に訪問するというがどうしたいのか。
- ・市として勝算はあるのか、やり方やスピード感はどうなのか。
- ・市としては、3 人を教えたならゴタゴタせずに良いのではないかと考えた。しかしながら 4 月まで我慢させるのは乱暴。市が考えているように穏便にうまく出来るのか。
- ・道に訴えたとしても、市はやっていると返答したら同じ行政の道は市のやり方を待つ。
- ・一番は利用者。良くない状況なのか分かるが、見逃せるのか。利用者の状況について支援のルートが近いのかほど遠いのか。
- ・通告しないでやる方法として、市として協議しながらやれるのかどうか。

e-ふらっととしては、一番は利用者達の環境が気になる。しかし市としてどう動いていくのか。本人達が適切な支援を受けられるのか、不利益な状況があったらおかしい。不利益が今後どう続いていくのか。

知り得た現実の中で、この人たちをどう教えるのか。市の訪問の意図と展開について。

市は絶対に救いたいのかどうか。

訪問のこと、第三者が行くこと、同行することについて。

分離を目標に動けるのかどうか。

本人と面談し、ここで生活したいのか、それよりも暖かく過ごせるグループホームや施設で生活しなくてよいのかどうかの確認など、同行しての面談も。

市に対して、

・通告ということについて、e-ふらっととして考えていること(前記について)を説明。

支援というルートに乗っていくのであれば協力していく(同行など)。

もし市が協力するということならやっていく。

それでも市だけでやるというなら、知り得ている以上、経過を知らせて欲しいと伝える。

前記について市と話をする方向となる。

17:19～障がい福祉課狩野主査へ送電。

話したい主旨を説明し、日程を伝える。佐藤主査、狩野主査が話をすること。2/2(木)AMで調整いただく方向となる。

17:30～障がい福祉課狩野主査より来電。

今回の件は、非公式で伝えたことなので、(e-ふらっとに対し)何も要望はしていない。そのた

め、障がい福祉課としてではなく、狩野主査が単独で話をする、とのこと。
支援としては全くこれからのこと、とのことであった。

改めて、○ふらつとしては、非公式というのは分かっているが、話を聞いているし案件についてキャッチしているの、こちらの考えを伝えて、それを持って市としての考えを知りたいことを伝えた上で、狩野主査と話をするについて了解した。

これを踏まえ、日程については、1月31日(火)16:00頃に障がい福祉課を訪問することとなった。

平成29年1月31日(火)16:00～障がい福祉課狩野主査訪問

対応 相談員、対応・記録

非公式ということではあったが、虐待と思われる状況について知り得た以上、見逃すということとは出来ないし、通報せざるを得ないが、我々としては、一番は利用者達の環境はどうか、本人達が適切な支援を受けられるのか、不利益な状況があったらおかしいし、その不利益が今後どう続いていくのか、それに対して市としてどう動くことを考えているのか、危機感があるのかどうか、スピード感としてはどうか、といったことを知りたいと思っていることを伝える。

狩野主査からは、環境は悪いという認識や危機意識はあるし、放ってはおかない、すぐに支援と考えているが、まだその方向性が具体的ではない、とのことである。

状況が分からないため、本人達とまず話をし、これから何をやりたいと思っているか、現状をどう思っているかを聞きながら、もし搾取が疑われるならお金は氏が管理するものではなく、成年後見制度など今ある制度について説明をし、少しずつ引き離すことを考えていた、とのことである。

また、本人達が外のことを知らず、これまでの環境に慣れてしまっていて、そのままここに居たいということであったとしても、氏には、本人達のために環境を整えるということ、搾取しているならきちんと本人達に年金を払ってもらおうということを指導していきたいとも考えているとのことである。

そういった話をしつつ、氏の説得を続け、もし支援を無理に止めるのであれば氏から3人を引き離して良い方に引っ張っていきたい、とのことである。

障がい福祉課としては、これは相手が元議員だからということではなく、支援は出来るし、(虐待通報により緊急に)切り離さなくても支援が出来るという考えがあったこと、また詳しい経緯は分からないものの育会のこれまでの功績や毎年開催している懇親会などは当事者たちも楽しみにしているということもあって、虐待通報があったということで水を差したくないという思いもある、とのことであった。

2月に訪問しているが、まだ具体的なことは何も決まっていない、とのことである。

この案件の扱いについては、理解しがたい残念ではあるが、現状への危機感があり、本人達の権利を守るということ、そのための支援ということで同じ方向性を向けるのであれば、おふらつととして、面談に同行して本人達への情報提示や意向の確認など協力出来るところもあることを伝える。また、本人達の環境を考えると早めに動いた方がよいと思われることも合わせて伝える。

狩野主査からは、おふらつとから協力してもらえるかどうかも分からなかったもので、協力してもらえたらお願いしたいということ、であった。

この案件に関しての突動は佐藤主査であるため、佐藤主査が [redacted] 氏等と調整を行い、連絡をいただけるとのことであった。

1129. 2. 3 (金) 佐藤主査事務所。訪問は 2. 2. 28 (木)、2/10 (金) の続き。1129. 2. 3 (金) 佐藤主査事務所。訪問は 2. 2. 28 (木)、2/10 (金) の続き。1129. 2. 3 (金) 佐藤主査事務所。訪問は 2. 2. 28 (木)、2/10 (金) の続き。

→ 佐藤主査の報告。

2/10 (金) 10:00 現地事務所訪問。

予定は 11:30

9:45 331 階へ 福祉課 訪問。同行予定。

1129. 2. 6 (A) 佐藤主査の報告。

佐藤主査 [redacted]、[redacted] 相談員。2名で 2/6 (A) 10:00 現地事務所訪問。

現地事務所へ。相談員 [redacted] と 2/6 (A) 10:00 現地事務所訪問。佐藤主査 [redacted] と 2/6 (A) 10:00 現地事務所訪問。

* 1129. 2. 8 (木) 訪問。詳細は 2. 2. 10. 11-26 録音に付記。

フェイスシート

フリガナ 対象者氏名		性別	電話番号		生年月日	
		男	携帯番号			
住所	〒 061-1411 恵庭市恵南58番地3 2階住戸の1号					
障がいまたは疾患名	知的障がい					

家族構成	本人や家族の状況
	※以下、障がい福祉課からの情報(本人了解なしのため取り扱い注 意) 中学1年の時にもなみ学園に入園。同園内で職業訓練を1年受けたの ち、千歳市のみよし牧場に就職。24年間(S54年～平成13年)同牧場 にて牛の世話などのしてきたが、業務縮小により解雇。平成13年か ら、現在の牧場に勤めている。 ・本人用のプレハブ小屋に居住。風呂、トイレはなし。4畳半程度。掃 除、洗濯は自分で行っているというが、部屋は乱雑で自分で掃除は出 来ていない。 既往、受診はなし。7年前に転倒し骨折していたが、自分から痛みを訴 えられず、雇用主が歩き方を見て病院受診させた。 ・廃棄する野菜や野草などを食べることもある。

* 連絡順【本人も含む】 *

①連絡先

氏名		住所	
電話番号		携帯番号	続柄()

②連絡先

氏名		住所	
電話番号		携帯番号	続柄()

* 関係機関連絡先 *

関係機関名	電話番号	担当者など	備考

* 公的支援(手帳や年金など) *

名称	内容	備考
障害年金	基礎2級	
療育手帳	申請中	

* その他(特記事項) *

相談受付票 (利用申込票)

平成 28 年 2 月 8 日 (水) 【相談時間 10 : 00 ~ : 】

対応者 :

対象者	氏 (<input checked="" type="radio"/> 男 ・ 女 ・ 不明 ・ 機関)		生年月日
受付	<input checked="" type="radio"/> 新規・継続 No.	相談経路	<input checked="" type="radio"/> 関係機関 ・ 市の広報 ・ 知人の紹介 ・ 新聞・テレビ ・ ラジオ ・ その他 ()
相談者	氏 (関係柄 :)		ID 番号
相談受付	① 本人 ・ ② 家族 ・ ③ 本人と家族 ・ ④ <input checked="" type="radio"/> 本人と関係者 ・ ⑤ 関係者 ・ ⑥ その他 ()		
相談方法	① <input checked="" type="radio"/> 訪問 ・ ② 来所 ・ ③ 同行 ・ ④ 電話 ・ ⑤ メール ・ ⑥ FAX ・ ⑦ 個別会議 ⑧ 関係機関 (訪問 ・ 来所 ・ 電話 ・ その他) ・ ⑨ その他 ()		

- 支援内容
- ① 福祉サービス (情報提供、事業者の紹介、利用申請、契約、苦情、社会資源の活用、紹介等)
 - ② 障がい病状 (障がい受容・理解、本人・家族に対する支援等)
 - ③ 健康・医療 (医療機関の紹介、服薬管理、生活リズムの支援等)
 - ④ 不安軽減・情緒安定 (話し相手)
 - ⑤ 生活技術 (金銭管理)
 - ⑥ 就労支援
 - ⑦ 権利擁護
 - ⑧ 保育・教育関連 (学校等の紹介、進路等)
 - ⑨ 社会参加 (コミュニケーション、外出移動、サークル活動、作品販売)
 - ⑩ その他 (情報交換、交流、その他)
 - ⑪ 家族関係・人間関係等の調整
 - ⑫ 家計・経済支援 (年金、手当、生活保護制度)

※ 〇〇 牧場のことについては、これまで障がい福祉課から詳細な情報がないまま断続的にこの件に関する話があったが、それについては別紙、口頭受理に記載している (平成28年度口頭受理ファイルにあり)。

平成29年2月8日(木)10:00~障がい福祉課・佐藤主査、熊谷さんと障がい福祉課の公用車にて 〇〇 牧場を訪問。

※内容については、別紙に続く。

平成 29 年 2 月 8 日 (木) 10:00～ 〇〇 牧場訪問 対応 〇〇 相談員、〇〇 記録：〇〇

障がい福祉課・佐藤主査、熊谷さんと障がい福祉課の公用車にて 〇〇 牧場を訪問。

始めに、〇〇 氏の自宅を訪問。〇〇 氏夫妻と話をする。

佐藤主査から、障がい福祉課が訪問した主旨として、次回 4/27 の判定について改めて説明に来たということ、また、将来的に施設やグループホームという話が出ていたことから、そういった情報提供や探すお手伝いなどのために今回、市の委託の相談支援事業所として e-ふらっとも同行したことについての説明がある。

説明のあと、e-ふらっとから 〇〇 氏にパンフレットをお渡しし、あいさつと共にセンターの紹介を行った。その後、〇〇 氏から話をうかがう。

4/27 については、〇〇 氏からは「都合つけます」との話がある。

以下、話の内容について

【生活状況など】

・農場の閉鎖について、牛を辞めたので 3 人共仕事をどうしようかと思っていたが、野菜を作っていて、畑の面積が増え、夫婦二人では大変なので、そこで出来るところをやってもらおうと思っている。そのため、3 人については、今すぐどこかに行かないといけないということにはなっていない。

野菜は、大根や白菜など。農機具（耕運機）は 1 人使えるが、2 人は使えない。

・（〇〇 氏には）息子がおり、牛がいた時は手伝っていたが、今は外に働きに出ている。

・〇〇 氏の家族は、妻と息子夫婦、孫が 1 人。食事は 〇〇 氏の自宅の食卓で、3 人を含めて朝・夕 8 人で食べている。屋は弁当を作ってそれぞれ 3 人に持たせ、今はそれぞれ部屋で食べている。

・入浴は、毎日入らないし、声をかけても入ろうとしない。ひげ剃りも自分でも出来るが、声をかけないと剃らない。今日は来客があるので剃るよう伝えたとこみんな剃った。（その後 3 人が来た時に、熊谷さんからは「3 人ともサッパリして」との話があり、この訪問のために髪も切ったよう）

【年金や経済的な部分】

・年金は、本人達の生活のために使っている。（本人達名義の通帳があるかどうかの質問に対して）まあそう。（どこの銀行の通帳かの質問に）詳しくは分からないが、妻が管理している。（預貯金は）ないと思う。

〇〇 さん、〇〇 さんは 1 級だと思うが、〇〇 さんはわからない。（←障がい福祉課情報が確かなら、これは削除して良いです）

・今は稼ぐところがない。

・（健康診断は）行っていない。毎月（〇〇 さんのみ）心臓疾患のために、かたおか循環器に通院している。5 年ほど前、食べないなど様子がおかしかったので恵み野病院に連れて行ったところ、心臓の弁が弱っているとされ手術を受けた。ペースメーカーは入っていない。薬は妻がセッティングして朝・夕の 2 回飲んでる。

ここまで話したところで、3 人を呼んでいただく。

障がい福祉課・佐藤主査、熊谷さんは食卓スペースで 〇〇 夫妻と、〇〇、〇〇 相談員はそのまま居間で 3 人から話をうかがった。

まず始めに、それぞれ 3 人に名刺とパンフレットをお渡ししながら、あいさつと、センターの紹介（障がいのこと、仕事のこと、住まいのことなどいろいろなことを相談できる場所であることの説明）を行った。

また、3 人からそれぞれ名前と生年月日をうかがう。生年月日については、〇〇 さんと 〇〇 さんは答えられたが、〇〇 さんは「あんまり覚えていない」と全く答えられなかった。

3人の様子として、

■さん…きれいなセーターとジーンズ姿。ニコニコとしており、今回一番お話しをされていた。パンフレットを渡す前後手の震えがみられた。

■さん…トレーナーと汚れたダウンベスト、ジャージ姿。左目をつぶっており、ぶつけた後にも見えたため本人に聞くが、「ずっと前から」と原因は分からず。左目はほとんど見えていないとのことだが、名刺の文字が見えるか聞くと「大丈夫」とのこと。静かで穏やかな印象。言葉数は少ないが、問いかけにはぼつりぼつりと話して下さる。どこか悪いところはありませんかと聞くと心臓を指さしている。

■さん…シャツとスウェット姿。普段は3人の中でも一番よく話す方とのことだったが、今回は口数が少なく表情もやや硬かった。本人に緊張しているのか聞くと「緊張している」とのことだった。

■さんからの事前の話では、昼食の分として渡している弁当を朝食の直後に食べている。また、野草（どんぐりの実、ユリの根等）も拾って食べることもある。

以下、3人への質問と返答の内容。

○今、一番困っていることは何ですか？

■さん…仕事が困っている。どうするか。

■さん…仕事がないと暇になっちゃう。(今、日中は自分の部屋で) テレビを観ている。

■さん…(■さんも?) そう。

○どんな仕事がしたいですか？

■さん…力仕事、牛を長くやっているから。

■さん…道路工事とか。土日休みがいい。(今までは?) 毎日。休みはない。

■さん…今は、除雪。

○年齢的にも体力的にも仕事はきつくなってきていないですか？

■さん…まだまだ大丈夫。

■さん…無理な仕事はさせない。疲れることはない。腰にきてる(※■さんが、「この人腰が悪いから」と)。

■さん…今のところは大丈夫。

○お給料はもらっていますか？

■さん…給料はもらってない。

○お小遣いはもらっているんですか？

■さん…何か欲しい時にもらう。

■さん…みんな違うから、個人でそれぞれ違うからおばあちゃんにもらう。みんな慰安会(育英会)に入っていて、その時(毎年旅行に行く)にもお小遣いをもらっている。

○買い物とかはどこに行っているんですか？

■さん…恵み野。ケーズデンキとか。自転車で。

■さん…行くところが3人も違うから。近くだとセイコーマートとかセブンイレブンとか(※自転車で1時間かかるとのこと)。歩いて行く。

■さん…(コンビニへ) 自転車に乗って相棒(=■さんのこと)と行く。足が悪くてあんまり歩けないから自転車。

■さん…あんまり出歩かない。

■さん…車があったら。

■さん…JRとかバスとかはあんまり乗らない。

○送迎があったら行きたいですか？

■さん・■さん…たまに思う。

■さん…タクシーは乗らない。お金かかるから。

○買い物に行くのに連れて行ってくれるサービスとかがあります。そういった情報を今度持ってきたら見てみたいですか？

■さん・■さん…見たい。

○お部屋は寒くないですか？

■さん…火をたけばいいけど、夜は寒い。最初は■さんと一緒のところに住んでいた。

■さん…トイレの時は寒い。トイレは■さんに借りる。(部屋は)最初はここ(■氏の自宅)の2階にいたけど、そのあと個室に移った。じいちゃんが作ってくれた。(■氏の自宅より今の部屋の方が)良い。

○お風呂もトイレも一緒にあって、部屋もあたたかいような住むところがあるんですよ

■さん…本当に？どんなところ？共同は嫌。

■さん…温泉入った方がよい。(温泉はないけど、銭湯みたいなお風呂に入れるところはあると伝えると)家の中にあったらよい。

■さん…(そういうところがあったら？との問いに)1回見てみて入れるなら入りたい。

■さん…仕事探しも出来る？

※仕事を探したり、住むところを探したりというお手伝いは出来るし、買い物に連れて行ってくれるサービスも含めて情報やそういったお話をするのに、またお話ししに来てもよいですかと確認し、3人から「良いです」との了解をいただいた。

3人とも携帯電話などは持ってなく、連絡の際は、■氏の自宅にかけて取り次いでもらう形となるようである。

健康について、どこか悪い所はないか確認したところ、■さんはないとのことであり、■さんからは、大腿骨を骨折した時(「牛がいた時に仕事で」とのこと)に入院したとの話が聞かれる。■さんに病院に行く時はどうしているのかを聞いたところ、「ばあちゃんに行く。送ってくれる」とのことであった。

前記話をうかがったあと、本人達の了解の元、それぞれの部屋を見せていただくこととなった。

■氏宅を後にする前に、■氏へ、今回初めての訪問だったため、本人達のことを知るため、また、今後の生活のことを一緒に考えさせていただくためにまた本人達とお話しに伺ってよいかの確認を行い、了解をいただいた。

始めに■さんの部屋を訪問。平屋で、おそらく物置を改良したような形をしている。扉を開けると正面にトイレがあり、3人の共用となっている。入ってすぐのスペースは物置になっており、段ボールなどが積み重ねられてあったり、今も使っているという業務用の冷凍庫が置かれている。また、牛用の物というバリカンもあり、「じいちゃんが昨日髪切ってくれた」と話している。洗濯に関しては「ばあちゃんがしている」とのこと。入口から右手奥側に本人の部屋がある。やや広めで、絨毯が敷かれており、入口すぐのところには、そのほか、テレビ、ポータブルストーブ、ベッドがある。衣類を干していたり、服や物が散らかっていたり

と雑然としており、物が散らかっていた。

■さんが住む平屋横に2階建てのプレハブがあり、次に2階にある■さんの部屋を訪問。

■さんと同じく絨毯が敷かれており、入口を入ってすぐのところにタンス、テレビ、ポータブルストーブ、奥にベッドがある。テレビが置かれているテーブルの上に、■氏が話していた昼食と思われる弁当が置かれていた。また、本人の趣味というラジコンが何台か並んでいたり、カメラも数台ベッドの上に置かれていたり、タンスにかけられている。更に壁には、■牧場での永年勤続の表彰状が額縁に入れてかけられている。■さんに比べ物は少ない印象だが、やはり雑然とはしている。また、カーテンなどはなく、窓も薄いため夜は寒そうな印象である。

最後にプレハブ1階の■さんの部屋を訪問。本人は既に室内にいたが、靴下も履かず（■氏宅で話を聞いていた時は、靴下は履いていたと思われるが）素足でいる。部屋は寒く、本人も夜は寒いからそういう時は布団に入るとのことであった。また、コンセントもついているため、お湯を沸かしているとも（カップラーメンの空容器も置いてある）。テレビやベッドは他の2人と一緒だが、タンスはなく壁側に3~4つほどの衣装ケースが積み上げられている。

印象的だったのは、絨毯ではなくゴザが敷かれており、窓際のところが土だらけだった（後で障がい福祉課から聞いた話によると、外にあるものを持ち込むから、と■夫妻が話していたとの情報があるが真相は不明）。本人に絨毯などは敷かないのか聞くと、滑るから敷かないとのことだった。また、一度おばあちゃんに頼んだことはあったけど買ってくれなかった（「ばあちゃんがきっと忘れたんだ」と）、との話も。

■さん、■さんの部屋は、蛍光灯2本直列に取り付けられるようになっているが、■さんは入り口側のみ、■さんは奥のベッド側のみそれぞれ1本だけで、もう1本は外されている状況だった。

以上を確認して今回の初回訪問を終えた。

帰りに、障がい福祉課と今後の方向性を確認。障がい福祉課では月1回の訪問を継続予定とのことで、次回も同行させていただくこととし、本人達との約束もあるためe-ふらっとのみで訪問するかどうかについては、持ち帰って検討することとした。

☆今後について

- ・今回だけでは判断できないが、最低限、相談先の紹介と次に繋げる了解は取ることが出来た。
- ・関係性を考えると、訪問の際、しばらくは行く相談員は固定がよいと思われる。
- ・e-ふらっとのみで行く場合、行く頻度などを含め検討を要する。

☆訪問の印象として

- ・金銭、居住環境などいろいろと問題はあるものの、よくも悪くもこういった関わりが長期間に渡って続いってきたことにより、お互いにそれで良しとなっている関係性がある。
- ・そのため、急激な環境変化によって、本人達が混乱や困惑しないような情報提供、今の環境から移る準備などを考えていく必要はあると思われる。
- ・本人達は今の環境以外に知らないという状況なので、知らないことを知ってもらうこと、権利を伝えていく必要性はある。

初回相談受付票 (利用申込票)

令和 3 年 11 月 24 日 (水) 【相談時間 11 : 22 ~ : 】 対応・記録: [Redacted]

対象者	[Redacted] 氏 (男・女) 生年月日 S・H 年 月 日 (歳)
相談者	障がい福祉課 奥山 氏 (関係柄: 関係機関)
相談経路	関係機関・市の広報・知人の紹介・新聞・テレビ・ラジオ・その他
相談受付	(1) 本人・(2) 家族・(3) 本人と家族・(4) 本人と関係者・(5) 関係者・(6) その他
相談方法	① 訪問・② 来所・③ 同行・④ 電話・⑤ メール・⑥ FAX・⑦ 個別会議 ⑧ 関係機関(訪問・来所・電話・その他)・⑨ その他
病名・障害名	①精神 ②身体 ③知的 ④発達 ⑤高次脳 ⑥難病 診断名:
手帳有無	(1)精神 1級 2級 3級 (2)身体 1種 2種 級 (3)療育 A判定 B判定 判定

- 支援内容
- ① 福祉サービス (情報提供、事業者の紹介、利用申請、契約、苦情、社会資源の活用、紹介等)
 - ② 障がい・病状 (障がい受容・理解、本人・家族に対する支援等) ⑤ 家族関係・人間関係等の調整
 - ③ 健康・医療 (医療機関の紹介、服薬管理、生活リズムの支援等) ⑦ 家計・経済支援 (年金、手当、生活保護制度)
 - ④ 不安軽減・情緒安定 (話し相手) ⑧ 生活技術 (金銭管理) ⑨ 就労支援 ⑩ 権利擁護 ⑪ 保育・教育関連 (学校等の紹介、進路等)
 - ⑫ 社会参加 (コミュニケーション、外出移動、サークル活動、作品販売) ⑬ その他 (情報交換、交流、その他)
 - ⑭ サービス等利用計画 (作成依頼・制度説明等)

令和3年11月24日(水)
 11:22 障がい福祉課 奥山さんより電話 [Redacted] 牧場勤務の方の住まい探しについて
 H27~H28頃に [Redacted] 関わってもらっていたかもしれない方で、[Redacted] 牧場に住み込みの、[Redacted] さん、
 [Redacted] さん、[Redacted] さんについて障がい福祉課より照会があり、ケース記録確認も該当者なし。
 ご主人が育英会会長をされていた [Redacted] さんが来庁。ご主人が亡くなり、妻と3人とで暮らしているが奥さんも対応
 が難しくなってきたため、今後の住まいについて相談したいとのこと。
 これから、訪問していいかとのことだったが、相談員が1名での対応中であったため、午後以降、出来れば、
 14:30頃で願えないか伝えている。

12:00 障がい福祉課 奥山さんより電話 11726 9:30~10:30 来所予定となる。

12/6

今後の対応 相談終了 相談継続 (危機介入 緊急性 有 無) いつまでに返答 本日・明日・それ以降

11/25 9:30~10:30来所予定。
 11/25朝ミーティング迄に対応者を決める。

次回対応者(日誌記載者)

[Redacted]

令和3年度 [] 氏きろく

令和3年12月6日(月) AM [] さん、障がい福祉課小山主査 来所 対応・ []、 [] 記録： []

5年程前から生活に大きな変化はないが、2年前に [] さんの旦那さんが亡くなったことや奥さんも高齢になってきたこともあり、今後のお三方の住む場所を含め今後の生活を考えていきたいと話がある。スピード感としては急ぎではなく来春～夏くらいを想定。3人一齐に動く…ではなくタイミングを見ていきたいと話があった。現在は牛の飼育をしておらず、野菜作りをお三方に手伝ってもらいながら行っているが、今後は規模を縮小しようと考えているとのこと。

また、 [] さんは毎月定期受診をしており、年齢を考えると包括との連携を想定。

お三方は年金受給 ([] さん：1級、 [] さん、 [] さん：2級)。

【金銭管理】

お小遣いの中でのやりくりは可能だが、大きいお金の取扱いは不可。

今後の動きとしては、年内に一度自宅訪問。年明けから動いていくことについて共有し、面談終了。

令和3年12月27日(月) 10:00-11:10 [] 家訪問 対応・ []、 [] 記録： []

[] 家訪問。それぞれの居室には行かず、 [] 家のリビングにてお三方と話をする。 [] 家の息子さんからも、お三方に会う前後に話をすることが出来た。

【聴き取り内容】※「」内は本人の言葉

○ [] さん

仕事…「(少し間があった後)あまり思いつかない」

[] さんとペアで動くことが多い様子。

お金の使い方…「お小遣いはお菓子やジュースを買ったりするくらい」

住まい…「グループホームの方が安心かも。(他者との生活は)嫌ではない」

嗜好品：飲酒、喫煙は無し。

令和4年3月2日 13:30-15:00 本人たちと面談 対応・記録： []

最初 [] 氏より概略を確認。その後本人と面談。

本人について：もなみ学園卒業後、17歳から24年近く長都のみよし牧場で働き、 [] 牧場に来た。

外出が好きで週1回くらいの頻度で出掛けている。

金銭面について：それぞれ50～60万くらい残っているとのこと。月々食費(3万ほど)と光熱費で5～6万程度支払ってもらっているとのことだったが、全てこちらからの問い(〇円くらいですか?)

に「そんな感じですよ」と返答。場面によってははぐらかしている印象を受ける。

本人との個別面談

部屋ではSTVラジオが好きでよく聴いている。(本人曰く)1か月に1回外出し、自転車でサツドラ・うおはん・ビッグハウスなどに行くのが楽しみ。スーパーでは試食などを食べるのも好きとのこと。

これからの生活の希望は『一人暮らしがいい』理由は [] さんが一人暮らしを希望しているのを聞いたため。

令和3年度 ■■■■■ 氏きろく

ここ数年は作っていないが、食事作りもできると話がある。一方で今後の生活の金銭面を懸念しているようで「生活保護を使わないといけないのだろうか」という話も聞かれた。■■■からは料理の練習や金銭管理を一緒にしてくれる人がいると安心なのではと伝え、グループホームの情報提供をしたところ「そこもいいかもな」という返答もあった。

右足のくるぶしと左の大腸骨のケガがあるとのことだが、現状の生活では支障ないとのこと。

現在の生活リズムは、夜は18:30頃に就寝し、起床は3:00。起床後ラジオなどを聞いて過ごし、5:30に朝食。9:00までゆっくりした後、仕事に取り掛かるとのこと。(冬場は除雪、夏場は畑作業)12:00、16:30の食事はお弁当をもらい自室で摂るとのこと。夕方仕事が終わった後はテレビを見たりラジオを聞いて過ごしている。

今後、生活の場所が変わっても仕事は続けたいと話しているが、仕事をして生活費を稼がないと生活できないという気持ち強い様子。仕事は農家か牧場の作業がしたいと話がある。

また、現時点での心配事を伺うと「家(■■■牧場)の除雪」とのこと。

令和4年度 [redacted] きろく

令和4年5月18日(水) 17:00-17:05 グループホーム見学調整 対応・記録: [redacted]

[redacted] 牧場、グループホームあうる恵み野東、笑家恵み野へそれぞれ送電。5月23日13時から見学となる。

令和4年5月23日(月) 13:30-15:30 グループホーム見学 対応・記録: [redacted]

グループホーム見学同行。移動中、恵み野方面に差し掛かった際この辺りまで自転車で買い物に行ったことがある等の話が本人から聞かれた。見学時にグループホームの入居費用などの話を聞いたからか、帰りの車内では、お金を稼がないといけないという話や社員寮のように住まいと就労先が一緒になっているところがいいかもしれないなどの話が聞かれた。

令和4年6月6日(月) 牧場の近くで [redacted] 氏より呼び止められる 対応・記録: [redacted]

[redacted] さんのグループホーム見学送迎から、戻る途中、みるくのアトリエをすぎたあたりで手を振っている男性あり。止まるよう合図しており車を停車すると、市役所の人かと何度も確認する。違うと言うと、[redacted] 牧場の3人を早く出してあげてほしい。ずっと悲惨な状況におかれている。まわりの住民は皆知っている。自分は裏の山?の [redacted] と言うもの。3人に助けてくれと相談をうけてきた。働いても一切お金はもらえていないし、食事は人間の食べるようなものを与えられていない。みかねて弁当を差し入れしたこともあったが、主人(生前)にばれて、出入り禁止になった。市役所で数年前に入ったので、出してくれるかと思ったが、すすまなかった。ずっと気になり、関わっている。関わるために金属を片付ける等理由をつけて出入りしている。3人の担当は別なのか、[redacted] さんという人と見学に行き15日から体験に行く事も知っていた。

令和4年6月7日(火) 17:25-17:27 グループホーム見学調整 対応・記録: [redacted]

[redacted] 牧場へ送電し、6月16日に [redacted] の見学に行くこと、グループホームのサービス申請のため市役所に行く旨伝える。昼食代と申請のための印鑑を持たせてもらうようお願いした。

令和4年6月9日(木) 11:30~ [redacted] 氏来所 対応・記録: [redacted]

[redacted] 氏(名刺記載 [redacted])

あらためて、[redacted] 牧場での処遇状況について情報提供される。

[redacted] 氏は [redacted] 牧場の裏の土地を所有し、10年ほど前に、[redacted] 牧場近くでどばとして作業をしていた時に [redacted] さんと会い話をするようになった。その中で下記の話があり、助けを求められたことがある。

令和4年度 [redacted] きろく

- ・働いても給料はもらえていない。
- ・[redacted] 宅では入浴していない。
- ・食事は、朝はごはんとお湯 昼、夜はカップ麺やパン1個 など。朝と昼、夜が同じ内容のこともある。息子がレトルト食品の会社に勤めているので、ごはんの上にレトルトシチューをかけていることもある。
- ・服はまともに与えられていない。
- ・灯油が高いと2月にストーブを外されたことがあった。

みかねてこっそり弁当を差し入れしていたが、[redacted] 氏にみづかり余計なことをするなど出入り禁止となってしまうが、心配でつながりは継続してきた。最近も様子を見るために鉄くず処分を持ち掛け出入りしている。どばの草刈り要員として [redacted] さんに来てもらったこともある。その時に昼食を提供したら、すごい食欲だった。この間どこかへ訴えたらいいのかとも考えたが、その結果、3人に行き場がなくなってしまったらと躊躇してきたが、3人が [redacted] 牧場を出ることになったと聞き、いち早く出してあげてほしいと話される。

お金の心配をされていたが、おそらく障害年金があるので、転居費用を含め心配ないはず、若しくは生活費に不足が生じる場合は、手立てはとると話す。出る時も荷物処分費用を請求されるのではと心配されていた。

令和4年6月16日(木) 9:00-15:40 [redacted] 見学、サービス申請 対応・記録: [redacted]

[redacted] さんと共に [redacted] を見学。海が見える2階の居室が本人は気に入ったとのこと、今月中に一度体験することとなった。見学中、かぶっていた帽子を外した時に頭のところどころに傷やかさぶたが見られ、そのことについて触れると「よくぶつけるんだわ」と話がある。

車内移動中、飛行機を見かけた際に自分の家は金持ちで内地に親の墓参りへ行くときは自家用の飛行船が迎えに来るといった、通常では考えにくい話が聞かれた。

見学後、恵庭市役所でサービス申請。6月27日午前に概況調査をすることとなる。計画はセルフプランでよいとのこと。

また、グループホームの体験に向けて気になることなどあるか伺うと「他の入居者と仲良くできるだろうか」という不安があること、右耳の聞こえが悪く以前耳鼻科で診てもらおうよう言われた(誰かは不明)が受診できていないと話があった。言われたのも最近ではなく、ずっと放置になっている様子。

※区分申請のため島松病院受診相談 ([redacted] 相談員対応)。7/5 9:00、10:00 7/7 10:00 で予約が取れる。意見書作成のための受診は1回で可。本人の概要資料と療育手帳の判定資料を事前に提供いただきたいとのこと。

令和4年6月24日(金) 10:00-10:15 [redacted] 体験調整 対応・記録: [redacted]

[redacted]、[redacted] 牧場へ送電。6月28~30日に体験となる。費用やスケジュールの確認。

令和4年6月27日(月) 9:30-11:00 概況調査、セルフプラン作成 対応・記録: [redacted]

令和4年度 [redacted] きろく

[redacted] 牧場へ迎えに行き、e-ふらっとにて障がい福祉課奥山さんの聞き取り調査に同席。聞かれた質問にはきはきと答えているが、正確に答えられているかは不明（記録では平成13年から [redacted] 牧場に勤めているとなっているが、本人は平成6年から勤めていると返答）。JRやバスは千歳の牧場にいた時は使っていたが、今はめったに使わない。自分で買い物は基本食料品（ [redacted] 氏にお小遣いをもらって買いに行っている）。衣類は牛舎で洗濯している。漢字はフリガナが振ってであると読むことが出来る。温度差により右肩が時折痛むことがある。といった話がある。

7月にグループホームとB型を利用していくことを確認。区分は8月中旬に出ることとなる。

聞き取り後、セルフプラン作成。グループホームに入居したら仕事をしないと生活できないので、仕事がしたい。グループホームでどれくらいお金がかかるか、他の入居者と仲良くできるか心配と話がある。

※面談時、胸の部分が出血しており衣類に血が付いている状況を見。傷を見ると大きい吹き出物つぶれているような感じがあったが、どうしたのか尋ねると良く分からないがぶつけたと話がある（面談後、 [redacted] 牧場へ本人を送り届けた際、 [redacted] 氏に胸の出血について報告し傷の手当などをお願いした）。

令和4年6月28日（火） 9:00~11:00 [redacted] 体験送り 対応・記録: [redacted]

[redacted] 牧場へ迎えに行き GH に送る。半袖Tシャツだったので、上着と傘の持参をすすめ、取りに戻る。下着、タオル等は [redacted] 氏が新しいものを準備してくれたとのこと。 [redacted] 氏より宿泊費用を預かりスタッフにそのまま預ける。その他小遣いは本人3000円ほど持っているとのこと。車の中で、母親が病気になりもなみ学園に入所し、まもなく母親がなくなったこと、もなみ学園から長都の牧場に住み込みになったことを伺う。常識的な洗顔、入浴その他の生活習慣ができていないかわからないので、留意し声がけいただくよう依頼。また胸に傷あり、薬を塗って絆創膏をはっていることを伝える。滞在中の天候によるが、きのこ作業のA型の他、通所候補先の見学を予定いただいている。

令和4年6月30日（木） 13:00-15:45 [redacted] 体験迎え 対応・記録: [redacted]

[redacted] の体験終了後の送迎。本人からは [redacted] に入居したい意向が聞かれた。体験中、キノコ作業があるA型事業所とゴミ袋と農作業がある事業所（本人事業所名はわからず、資料もないとのことだったが、B型の [redacted] だと思われる）を見学に行き、 [redacted] が良かったと話があった。GHでは温かいご飯がおいしかったことやGHの職員と楽しくおやつを食べたこと、GHの周囲を案内してもらい、買い物に行ったことなどを帰りの車内で楽しそうに話してくれる。GHからは後ほどFAXにて本人の様子などを記載して送りますと話があった。早朝GHの庭の雑草抜きをするために外出した際、職員が寝ているからと気を使って声をかけなかったと話がある。今回の体験ではほかの入居者がいなかったが、今後は [redacted] とB型事業所の利用に向けて進めていくことを [redacted] さんとも改めて確認。

令和4年7月1日（金） PM セルフプラン提出・ [redacted] より経過記録送付 記録: [redacted]

令和4年度 [] きろく

[] がい福祉課へセルフプラン提出。 [] より体験時の経過記録が送付される。

令和4年7月4日（月）9：10-9：15 [] 牧場より来電 入居について 対応・記録： []

[] さん（故雇用主の妻）より来電。畑作業の人手が不足しており、本人の入居を秋まで遅らせてもらえないかとのこと。また、 [] さんも畑の手伝いができると言っていて、e-ふらっとにも相談していたのに来てくれなかったことなど笑いながらではあったが、「何のためのふらっとなんだか」とe-ふらっとへの不満のような話も聞かれた。 [] からは本人が見学に行ったグループホームはできたばかりで他の見学者も来ており秋まで待っていては入居できなくなる可能性もあること、畑の手伝いのことについては内部でも情報共有し検討したいと思うと伝え終電。

令和4年7月5日（火）8：30-12：00 鳥松病院受診同行 対応・記録： []

[] 牧場に迎えに行き鳥松病院受診（同日受診の [] さんも一緒）。 [] 氏に手伝いをお願いされたのか「9月いっぱいまでいてほしいと言われた」と話がある。 [] は新しいグループホームで営業もいろいろなところにかけているため、入居を伸ばすと希望している部屋に入れなくなる可能性があることを伝えている。ワーカーや医師からの質問には緊張しながらも返答していた。

令和4年7月6日（水）15：00-15：17 [] さんより来電 対応・記録： []

今日、グループホームを見学した方が（本人が気になっている）2階の居室が良いと話していた。入居が伸びてしまうと埋まってしまう可能性が高いとのこと。また、B型利用については場所に寄るが途中まで送迎可能と話がある。

令和4年7月14日（木）15：00～15：10 転居に向けての意向確認 対応・記録： []

[] 牧場で一緒に働いていた2人の転居が来まったことを伝え本人の意向を確認すると8月末までで、グループホームに移りたいと話あり。本人なりに今後の農作業を想定し8月末までいれば何とかかなると思っているよう。では希望にそって準備していくと伝える。

令和4年7月22日（金） [] さん 対応・記録： []

グループホーム入居予定について問い合わせあり。牧場の方で、畑仕事が忙しいのでもう少し残ってほしいと言われているが、本人は8月末で出たいと話しているので、受け入れを待っていただけるかと相談。

令和4年度 [redacted] きろく

可能だが、それでは先に入居する方がいるので部屋が変わる可能性ありとのこと。

本人仕事のことを気にしていたので、入居前に再度 GH を体験し、その期間に通所先の体験をしてはと話あり検討すると終電。

令和4年7月27日(水) 16:00~ [redacted] 牧場訪問 対応・記録: [redacted]

[redacted] 家にて通帳を確認させていただき予定であったが [redacted] 家の息子(以下、息子)不在。途中で息子が帰宅してきたためグループホーム入居に関しての話をする。[redacted] 家の息子からは、「話が違う」「(母親が) 急ぎ過ぎた」と自身の母親を責め立てるような言葉と共に、「畑の仕事が忙しいので今いなくなったら困る」等の話をされる。また、確かに本人が畑の仕事を気にしている言葉は聞かれているものの、畑の仕事をしたら給料は支払われるのかどうか、これまで給料はどのようになっていたのか指摘すると「生活費と相殺になっている」との返答。

このため、働いても給料が支払われず、グループホームに移る話は母親だけでなく息子も了承していた話であること、それを受けて既に動き出しており先延ばしにした場合は空きがなくなってしまうこと等を説明。息子はなかなか話を聞き入れる様子はなかったが、本人が希望している8月末での転居ですめることを伝えると、半ばあきらめるように、自身の母親が全て悪いかのように責め立てながらその場を去られる。

令和4年8月1~2日 [redacted]・[redacted] (B型) 体験調整 対応・記録: [redacted]

[redacted] さん、[redacted] さん(女性)、[redacted] さんとやり取り。

日時: 8月8日(午後)~10日(朝食を摂り、[redacted] 体験まで)

[redacted] は8月10日に1日体験

費用: 3000円(1泊分の体験費用が無料になるため)

内訳…朝食昼食 1食 400円 夕食 1食 500円 家賃日割り 1000円 共益費 200円

スケジュール:

8月8日 13時頃 [redacted] 牧場出発

14時頃 [redacted] 到着

8月9日 [redacted] で過ごす

8月10日 [redacted] で朝食

体験時の荷物を全部持って [redacted] へ

8時20分頃 [redacted] 駅付近のサツドラ ([redacted] 店の隣) で送迎車待ち

[redacted] の体験実施(事業所の昼食を摂る 1食 300円実費支払い)

15時10分頃 [redacted] が [redacted] へ本人を迎えに行く

16時頃 [redacted] 牧場到着

持ち物: お泊り道具、体験費用 3000円(お釣りあるかも…)

[redacted] …上靴、汚れても大丈夫な服装、飲み物、昼食代 300円

令和4年度 [redacted] きろく

8月2日16時時点で [redacted]、[redacted]さんとのやり取りは完結。

[redacted]には大まかなスケジュールはお伝えしているが、B型体験の動きなど具体的な動きはまだ伝えられていない。→8月5日伝達完了。

令和4年8月8日(月)13:00-15:00 [redacted]体験 対応・記録: [redacted]

[redacted]体験の送迎。転居準備のため通帳を預かりたいと伝えたところ、本人の通帳は息子が持っているので今は渡せない(息子不在)話がある。10日に戻った際にあずかることは可能かと伺うと、息子に伝えておくとのこと。また、車内で本人から足を骨折した際に入れたボルトの1つが骨に触り、立ち上がる時などに痛むことがあるとのこと。[redacted]到着時に改めてGH職員とも情報共有。転居前に一度(手術した)恵庭病院への受診をしたほうがいいことを確認している。

令和4年8月10日(水)GH体験利用延期調整 ①~⑥

①8:45-8:50 [redacted]牧場(息子)から来電 対応・記録: [redacted]

[redacted]牧場の息子([redacted]氏)より来電。[redacted]氏の奥さんがコロナ罹患(昨日陽性確定)となり、母親も体調不良の訴えがある。そのため本人のGH体験を来週月曜まで延ばしてもらえないかとのこと。GHに確認することとした。折り返し連絡いただくために連絡先確認 [redacted]。

②10:30-10:35 [redacted]さん・[redacted]さんへ送電 対応・記録: [redacted]

上記報告。[redacted]さんからは体験延長は可能。費用も後払いで大丈夫だが、もし可能であればこのまま本入居の動きを取ってもいいのではと話がある。e-ふらっととしてもその方向性で行けたらと思っているが、[redacted]牧場(主に[redacted]氏)の反応も懸念されるため、一度[redacted]牧場にも確認してみることにした。今日はB型の[redacted]の体験に行っているが、15時終了後はGHの職員が送迎するとのこと。その旨 [redacted]さんにもお伝え。

③10:40-10:45 障がい福祉課へ送電 対応・記録: [redacted]

受給者証発行前倒し打診。奥山さんが別件対応中であったため、伝言してもらうこととした。

④10:50-10:55 [redacted]氏へ送電 対応・記録: [redacted]

GH体験延長は可能であるが、体験費用より本入居に切り替えたほうが費用は安くなると伝え、契約の手続きを進めてもいいか確認したところ「話が違う。9月からの入居でしたよね」と畑仕事を手伝ってもらう予定も立てており、今転居されると困ると話がある。それならば今日牧場に戻してほしいという言葉も出てきたため、9月頭からの入居に向けてとは考えているが、体験延長しているうちから契約などの手続きを行えたらと思っていることを伝えると、それは良いとのこと。転居に向けて通帳や手帳などを預かりたいと伝えると今日は母親の病院受診があるため渡せない。金曜日の受け取りを打診すると「おばあちゃん(母親)と確認して折り返します」とのこと一度終電。

令和4年度 [redacted] きろく

⑤13:05-13:10 [redacted] さんへ送電 対応・記録: [redacted]

転居後の計画引継ぎ打診。可能と返答いただく。後日詳細な情報共有をさせていただきたいと終電。

(名前、生年月日、障害種別、9月頭予定で [redacted] に入居予定、現在セルフプランでGHとB型申請中であることはお伝え)

⑥13:17-13:28 [redacted] さんへ送電 対応・記録: [redacted]

[redacted] 氏とのやり取りについて共有。一度 [redacted] 牧場に戻らないといけなくなるかもしれないが、[redacted] 家のコロナ罹患状況に応じて変化する可能性あり。

[redacted]

[redacted]

[redacted]

[redacted]

[redacted]

令和4年度

きろく

令和4年7月17日(水) 11:20-12:00 生活保護申請について確認 対応・記録:

- ① さんより来電。生活保護の申請のため に行ったが、受給者証発給が恵庭市のため生活保護も恵庭市での申請になると言われたとのこと。申請先についてはこちらでも確認することとした。また、先日話していたベッド購入について再度確認があり、購入しても大丈夫と返答。
- ② 恵庭市役所福祉課三森さんへ送電。生活保護申請先の確認。三森さんの把握だと他市に転居した場合は他市での申請になると思うと話がある。
- ③ にも送電。場合によっては特例があるかもしれない為、確認して折り返し連絡いただくこととなる。

令和4年7月18日(木) 9:30-9:40 さんより来電 対応・記録:

居住地が恵庭であるため、恵庭市になると返答がある。

令和4年7月18日(木) 16:30-17:00 グループホーム本利用申請 対応・記録:

本人から 牧場に戻らないと話があったと さんから伺い、グループホーム本利用の申請を行い、セルフプランを提出。区分2が付く。

令和4年9月8日

船山弁護士に送電

対応・記録：[REDACTED]

船山弁護士に3人の経過概要を伝えたところ相談刑事告訴相当との話あり、具体的な相談にのっていただけることとなる。年金証書、銀行の取引履歴を取るよう指示あり、各グループホームに連絡。

令和4年10月7日(金) 船山弁護士に送電

対応・記録：[REDACTED]

書類がそろったことを報告し、今後の流れを確認。書類を確認、本人たちを面談後、相手方に請求、応じない時は、法的措置に移る流れ。手続き費用を確認すると、現在生活保護であれば法テラス利用で実質負担なくすむが、保護には至っていないと伝えると、例えば一人分の費用で三人まとめて対応等検討するが、まずは、書類を確認したいとのことで、送付することとする。

令和4年10月12日

船山弁護士に關係書類送付

対応・記録：[REDACTED]

3人の年金証書(いずれも\$61.4~受給 1級年金)銀行の取引履歴、経過概要をまとめたものを郵送。履歴は、[REDACTED]さん、[REDACTED]さんは道銀で平成元年以降、[REDACTED]さんはJAバンクで過去10年となっている。

令和4年11月2日(水) 16:50 船山弁護士に送電

対応・記録：[REDACTED]

送付した書類についての確認。まずは本人の話と面談するとのことで、11/17 13:00にe-ふらっとで面談することとなる。療育手帳A判定のため、訴訟能力が問われる可能性あり。後見人相当で市長申し立てを依頼しているが進展していないと伝える。

令和4年11月17日(木) 13:00~14:40 船山弁護士と面談

対応・記録 [REDACTED]

船山弁護士より[REDACTED]牧場での生活や本人の預金が無断でおろされていることについてどう思うかの質問がある。

[REDACTED]さん、[REDACTED]さん：返してほしいと怒りの感情も見せる。

[REDACTED]さん：途中で疲れてきたようで、意向についてははっきりとは答えず。

弁護士3人体制で対応予定。本日の聞き取りを踏まえ、対応を検討し後日連絡が来る予定。

今後について後見制度の利用が望ましい話が出る。3人の[REDACTED]牧場に住み始めた時期が曖昧なため戸籍附表を準備することになる。

令和4年12月16日(金) 10:00~11:00 船山、山田、中島弁護士と面談 対応・記録 [REDACTED]

e-ふらっとにて3人の弁護士と本人たちと面談。戸籍附表 [REDACTED] さん、 [REDACTED] さんの戸籍附表を確認。 [REDACTED] さんが [REDACTED] 牧場に来たのは平成13年であり、定期預金の解約は [REDACTED] 牧場に来てからされたことが判明。

また、預金の履歴の範囲では、 [REDACTED] さんは、3400万円、 [REDACTED] さんは2200万円(推定は3100万円)、 [REDACTED] さんは1000万円 が使われているとのこと。

今後の対応として、民事訴訟 (①搾取した預金の返還 ②未払い給与の支払いを求める)
刑事告訴

を想定しているが、刑事告訴には証拠固めも必要な為、また別の弁護士にも相談中とのこと。

また、恵庭市は平成29年頃よりこの情報を知り、調査にも入っているが手立てをとっていないことについて、恵庭市の責任を問っていきたい。情報開示を求めているとのこと。

この件については、e-ふらっとが関わり、知り得ている情報もあるため、文書で情報開示請求をするとの話あり。

訴訟費用は、相当の返還があれば成功報酬を求めるが、基本、本人たちの負担はないように考え、他から訴訟費用の援助が得られるよう手立てを検討している。 [REDACTED] さんは後見市長申し立てをすすめていることになったが、市から訴訟能力について疑義がある話を報告するも、訴訟能力は問題ないと主張するので、申し立てをすすめて構わないとのこと。

牧場経営は破綻しているし、3人の年金は返済に充てられたと思われ、現在も負債があれば返済できない可能性が高いが、調査はできるのかの質問に、土地、住宅には7500万円で根抵当権がついているとの話あり。しかし負債返済済みの可能性もあり、土地売却の可能性もある。

刑事告訴をすすめてもいいかと3人に尋ねると、 [REDACTED] さん、 [REDACTED] さんは「いいよ」と力強く返答。 [REDACTED] さんは黙っていたが、改めて船山氏が説明した時には二人と一緒に何度も頷いていた。

[REDACTED] より

- ・地域移行のために、 [REDACTED] 牧場に行き来していた時に、 [REDACTED] 氏という男性に呼び止められ「一刻も早く [REDACTED] 牧場から助けて欲しい」と言われたことがある。
- ・障がい福祉課に虐待通報をあげたが過去の虐待は調査や指導対象ではないので、通報は受け付けられないと返却されたこと。
- ・この話をすすめていくと、マスコミに取り上げられる可能性がある話あり、予想はしていたが、本人たちが直接マスコミにさらされたり、対応を迫られることは避けたいと伝える。

■■■■牧場に住み込み稼働していた知的障がい者からの障害年金の搾取疑いへの対応について

以前、知的障がい児の入所施設の退所年齢となり、身寄りがなく行き場のない方の移行先として、住み込みで食事と仕事の提供を行う牧場があり、恵庭市内でも複数軒の牧場にて受け入れを行っていた。

協力牧場とそれぞれの牧場で働く知的障がい者の連絡・交流の場として「育恵会」が作られ、恵庭市も関与し年に1回の交流会が設けられていた。

知的障がい者を受け入れていた牧場は、後継者がいないなどで廃業しては牧場で働く障がい者も徐々に減っていき、育恵会も事務局を担っていた方が不在となり、今は継続していないよう。

3人はいずれも療育手帳、障害年金あり。障害年金は育恵会のメンバー一斉に手続きをしたらしい。

■■■■牧場では、つい最近まで3人の知的障がい者を受け入れていた。いずれも身寄りはいない。

(生活歴はH29に得た恵庭市障がい福祉課からの情報)

- さん(■■■生・■■■歳) 療育手帳A判定 障害厚生年金 1級(S61.4~)
札幌の報恩学園の知的障がい児施設を退所した19歳(■■■年)より■■■牧場に50年間住込み。

R4.8.1 ■■■■に入居。

- さん(■■■生・■■■歳) 療育手帳B判定 障害厚生年金 1級(S61.4~)
もなみ学園に入所し、学園内の中学を卒業後(■■■年)、千歳のよしみつ牧場に30年間住込み働く。牧場閉鎖により同市のとだ牧場で1年間勤めた後、平成17年から■■■牧場に住込み。

R4.6.23 ■■■■に入居。

- さん(■■■生・■■■歳) 療育手帳B判定 障害厚生年金 1級(S61.4~)
もなみ学園から千歳のみよし牧場に24年間(S54~H13)住込み働くも業務縮小により解雇となり、H13より■■■牧場に住込み。

R4.8.12 ■■■■に入居。

3人は、■■■牧場の敷地内に置かれたプレハブにそれぞれ居住。3つのプレハブのうち1つにトイレがあり、3人で共同使用。電気は通りテレビなどはあるが、水道はなし。洗顔は豚舎にて母屋から水をひいて行い、身体も同様の方法で絞ったタオルで拭く程度。特別な外出がある前には母屋の浴室を利用。

食事は朝ごはんのみ母屋にてごはんにお湯、卵程度。昼食、夕食は■■■牧場で作られた弁当を自分たちの部屋で食べる。弁当の内容はかなり質素。レトルト食品など。盆正月・誕生日等にご馳走を食べた記憶はない。

牧場を運営していた頃は、朝3時半に起床し、年中休みなく働いていた。(給与は支払われず、必要な物が生じた時に購入等し、希望があれば多少の小遣いを支給)■■■さんや■■■さんからは、他牧場にいた時は休みがあり、お金ももらっていたとの話あり。

■■■牧場は平成28年頃経営が破綻し、一時3人も行くところを探すよう言われたが、畑(野菜)も作っていたことから、畑作業を手伝うことになり、住み込みを継続していた。(休みなしは同様)

恵庭市障がい福祉課にて、■■■■牧場の経営破綻頃に3人の生活状況確認のため同牧場を訪問している。その際、年金が支給されていることは確認しているが、管理状況の調査には至っていない。

令和元年頃、牧場主死去。引き続き牧場主の妻が畑作業を行いながら、3人はその手伝いを継続。(牧場主には息子がおり、一緒に牧場を経営していたが、廃業後は外に働きに出ている)

令和3年12月、牧場主の妻よりe-ふらっとに相談あり。妻も高齢となりいつまでも3人の世話ができないので、急がないが住まい等新たな環境を準備してほしいとの内容。

e-ふらっとでは、年明けより本人たちと面談し、春以降本格的にグループホーム等の見学、体験をすすめてきた。

話をすすめていく中で、3人の劣悪な環境を再確認、また今後の生活に要する預金額の照会に対して、回答の曖昧さが気になっていた。

3人それぞれが、■■■■牧場からグループホームに入居する際に、預金通帳を受領。確認すると、年金振込の都度多額の払い戻しあり。

■■■■氏退去時に受領した通帳は平成29年10月に繰り越しされたもので、その前の通帳もいただきたいと話すも、処分済みとのこと。多額の払い出しがありながらも残額は一時100万円を超えた時期があるが、令和4年に入ってから毎回年金支給額以上の払い戻しがあり、約半年間に105万円払い戻されている。(直近の7月には1度に30万円)

(R4.8.1 ■■■■氏の退去時の■■■■妻とのやり取り)

通帳を見ると20万円単位での払い戻しあり、妻に内容を確認するも明確な返答なく生活費という言葉あり。先日、働いた分と生活費を相殺していると話されていましたがよねと言うと、たいした働きになっていないという。それでも高額なので、何に使ったかの内訳はわかりますか聞くとわからないとの返答。通帳は息子が管理しているとのこと、息子さんに聞けば使途はわかるのですかと聞くと息子もわからないと思うと言う。では、おろしたお金は■■■■家の家計に入れて、本人に何か必要な事があれば家計から出していたのですかと聞くと「そうだね」との返答。改めてこのことを聞くことになるかもしれないと伝える。

彼らの障害年金は、経営破綻した牧場の負債返済もしくは■■■■家の生活費に充てられた可能性が高く、訴えても戻る可能性は低いと思われるが、本人の了解がなく、勝手に本人の預金を下ろし続けていたことは、横領や窃盗に値するのではないかと考えられる。

この後、3人には個別に聞き取りをしている。

○■■■■氏

- ・あなたには障害年金が国から支給されていて、あなたの通帳に降りこまれていたことを知っていましたか⇒知らなかった。
- ・■■■■さんは、働いた分のお金は食費等でとんとんにしていたと聞いていましたが、別にあなたの通帳から随分お金がおろされていて、何に使われたかはわからない状態です。あなたのお金をおろして使うことを確認されたことはありますか⇒ない。

- ・あなたのお金が何に使われたか知りたいですか。⇒知りたい。
- ・もし、あなたのお金が勝手に使われてしまっていたら、返してほしいと言いたいですか⇒返してまでは…うーん…。どうしていいかわからないようだったが、改めて確認した時には「任せる」とのこと。

○■■■■氏

- ・生活を保障するための年金があなたに支給されていたことを知っていましたか⇒知らない。
- ・今回■■■■牧場から転居する時に、預かった通帳をみると、年金支給の都度、支給額に近い金額がおろされていました。あなたのお金をおろすこと、または使っていないか、貸してほしいなど聞かれたことはあしますか⇒ない。
- ・■■■■さんからお金を受け取ったことはありますか⇒こずかいはもらっていた。1回に2000円。1か月に何度か。
- ・毎月何万円ものお金をあなたが使ったわけではないですね。■■■■さんが、本当にあなたのお金を勝手に使っていたとしたら、それは犯罪になるかもしれません。あなたは今の話を聞いてどう思いますか⇒腹が立つ。何に使ったのか教えて欲しいし、返してほしい。
- ・あなたの気持ちを尊重して何とかしてあげたいが、私から■■■■さんに言っても取り合ってもらえないかもしれない。どうしましょう。⇒弁護士に言ったらいい。
- ・弁護士に相談して、返してほしいと訴える場合、弁護士や裁判所の人から話を聞かれる可能性があります。いいですか⇒いい。絶対になんとかしたい。

合わせて、■■■■牧場での生活について、聞き取り。

最初に働いていた牧場では、お金をもらっていた。次のよしみつ牧場では、働いた分のお金はためているよと言われた。通帳はそのまま■■■■さんに渡されている。2つの牧場の仕事はそれほどきつなく休みもあったけれど、■■■■牧場では人使いが荒かった。休みなく朝から晩まで仕事をした。お風呂は1か月に1回くらいで、あとは小屋で顔と手を洗うくらい。食事は、朝はごはんに卵かお湯をかけてたべて、昼と夜は簡単な弁当。ご馳走が出たことはない。違うところに行きたかったけれど、■■■■さんに反対されると思って言えなかった。

○■■■■氏

- ・生活を保障するための年金があなたに支給されていたことを知っていましたか⇒知らない。
- ・お金はあなたの通帳に定期的に振り込まれていますが、その都度まるまる払い出しされ、ほとんど残っていないです。あなたのお金をおろすこと、または使っていないか、貸してほしいなど聞かれたことはあしますか⇒ない。
- ・あなたのお金を■■■■さんが使っていたとしたらどんな気持ちですか⇒複雑な気持ち。
- ・本来はあなたのこれからの生活費に充てるはず。どうしたいですか⇒返してほしい。
- ・何とかしてあげたいが、一相談員が交渉しても取り合ってもらえない可能性が高いので、どうしたらいいと思いますか⇒裁判所、警察に言う。お願いします。
- ・弁護士や裁判所の人と話をすることになってもいいか⇒いい。

基本契約書

委託者恵庭市(以下「甲」という。)と受託者社会福祉法人恵庭光風会(以下「乙」という。)とは下記の業務について、次の通り基本契約を締結する。

なお、本契約は委託年度の始期の属する年度に係る予算が議決した時に成立するものとする。

記

1. 委託業務の名称 恵庭市障がい者相談支援事業
2. 委託期間 令和3年4月1日から令和8年3月31日まで
ただし、契約を締結した日の属する年度の翌年度以降の歳入歳出予算において、減額又は削除があった場合には、この契約を解除することができる。この場合において、乙は、解除により生じた損害の賠償を請求することができない。
3. 委託料及び支払方法 別途締結する個別契約による。
4. 協議 この契約に関し、疑義が生じたとき又はこの契約に定めのない事項については、その都度甲乙協議して定めるものとする。

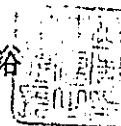
この契約を証するため、本書2通を作成し、当事者記名押印のうえ、各自その1通を保有する。

令和3年4月1日

委託者(甲) 恵庭市京町1番地

恵庭市

恵庭市長 原田 裕



受託者(乙) 恵庭市牧場219番地の4

社会福祉法人 恵庭光風会

理事長 村本 満男



恵庭市障がい者相談支援事業委託業務契約書

(個別契約書)

委託者恵庭市(以下「甲」という。)と受託者社会福祉法人恵庭光風会(以下「乙」という。)とは、甲乙間で令和3年4月1日付けで基本契約した委託業務「恵庭市障がい者相談支援事業」の令和4年度分については、次の通り契約する。

(委託業務)

第1条 甲は、恵庭市障がい者相談支援事業業務(以下「委託業務」という。)の処理を乙に委託し、乙は、これを受託する。

(処理の方法)

第2条 乙は、別紙恵庭市障がい者相談支援事業委託業務仕様書により委託業務を処理しなければならない。

(委託期間)

第3条 委託期間は、令和4年4月1日から令和5年3月31日までとする。

(委託料)

第4条 甲は、委託業務に対する委託料として、金31,594,000円(消費税に相当する金額を含む)を乙に支払うものとする。ただし、この額は概算額とし、第13条の規定による精算の結果確定した額をもって委託料の額とする。

2 前項に規定する委託料は、6月期に10,532,000円を、11月に10,531,000円を、1月に10,531,000円を概算払いの方法により支払うものとする。

3 乙は、委託料の概算払を請求しようとするときは、前項の規定による請求書を甲に提出するものとし、甲は、適法な請求書の提出を受けた日から30日以内に委託料を乙に支払うものとする。

4 甲は、その責めに帰すべき理由により前項の委託料の支払いが遅れたときは、当該未払金額につきその遅延日数に応じ、年3.6パーセントの割合で計算して得た額の遅延利息を乙に支払うものとする。

5 乙は第2項の規定に基づき既に支払いを受けた委託料について、第1項ただし書及び第13条の規定により確定した委託料の額を超える部分があるときは、甲の指示するところにより速やかに甲に返還するものとする。

6 甲は、第2項の規定に基づき既に支払った委託料について、第1項ただし書及び第13条の規定により確定した委託料の額に満たない部分があるときは、乙からの適法な請求書の提出を受けた日から30日以内に乙に支払うものとする。

(契約保証金)

第5条 契約保証金は、免除する。

(権利義務の譲渡等)

第6条 乙は、この契約によって生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、あらかじめ甲の書面による承諾を得た場合は、この限りでない。

(再委託等)

第7条 乙は、委託業務の全てを第三者に委託し又は請け負わせてはならない。ただし、あらかじめ甲の書面による承諾を得た場合は、委託業務の一部を第三者に委託することができる。

(業務処理責任者)

第8条 乙は、委託業務の処理について業務処理責任者を定め、甲に通知するものとする。

2 乙は、業務処理責任者を変更しようとするときは、あらかじめ甲の承諾を得なければならない。

(業務処理責任者の変更請求等)

第9条 甲は、業務処理責任者が、委託業務の処理上著しく不相当と認められるときは、その理由を付した書面により、乙に対し、その変更を請求することができる。

2 乙は、前項の請求があったときは、その日から10日以内に必要な措置を講じ、その結果を甲に通知しなければならない。

(業務内容の変更等)

第10条 甲は、必要がある場合は、委託業務の内容の一部を変更し、又は全部若しくは一部を中止することができる。この場合において、甲は、乙に対し書面により通知するものとし、委託料の額又は委託期間を変更する必要があるときは、甲乙協議して書面によりこれを定めるものとする。

2 前項の場合において、乙が損害を受けたときは、甲は、その損害を賠償しなければならない。この場合における甲の賠償額は、甲乙協議して定めるものとする。

(著作権等の取扱い)

第11条 乙は、委託期間の処理に伴い著作権その他の権利が生じたときは、甲に移転しなければならない。

2 乙は、委託業務の処理に伴い生じた物件があるときは、当該委託業務の完了後、直ちに甲に移転しなければならない。

(調査及び報告等)

第12条 甲は、委託業務の処理状況について、随時に調査し、報告を求め、又は当該業務の処理につき適正な履行を求めることができる。

2 乙は、委託業務の処理に関し事故が生じた場合は、応急措置を講じるとともに、直ちに甲に報告しなければならない。



(実績報告)

第 13 条 乙は、委託業務を完了したときは、速やかに当該委託業務の処理成果を記載した実績報告書を作成して甲に提出しなければならない。

2 甲は、前項の規定により提出された実績報告書を審査の上、委託料の額を確定し、乙に通知するものとする。

(契約の解除)

第 14 条 甲は、乙が次の各号の一に該当したときは、この契約を解除することができる。

(1) その責めに帰すべき理由により委託期間内又は委託期間後相当の期間内にこの契約を履行する見込みがないと明らかに認められるとき。

(2) その責めに帰すべき理由によりこの契約に違反したとき。

(3) 第3項に規定する理由によらないで契約解除の申出をしたとき。

2 甲は、前項各号に定める場合のほか、必要があるときは、この契約を解除することができる。この場合においては、甲は、この契約を解除しようとする日の30日前までに、乙に通知しなければならない。

3 乙は、甲の責めに帰すべき理由により契約を履行することができないと認められるときは、この契約を解除することができる。

(不正行為に伴う契約の解除)

第 15 条 甲は、この契約に関して、次の各号のいずれかに該当するときは、契約を解除することができる。この場合において、乙は、解除により生じた損害の賠償を請求することができない。

(1) 公正取引委員会が、乙に違反行為があったとして私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。)第49条に規定する排除措置命令(排除措置命令がされなかった場合にあつては、同法第62条第1項に規定する納付命令)が確定したとき。

(2) 乙又は乙の役員若しくは乙の使用人が刑法(明治40年法律第45号)第96条の6の規定に該当し、刑が確定(執行猶予の場合を含む。)したとき。

(3) 前各号に規定するもののほか、乙又は乙の役員若しくは乙の使用人が独占禁止法又は刑法第96条の6の規定に該当する違法な行為をしたことが明らかになったとき。

(損害賠償)

第 16 条 乙は、第14条第1項の規定により契約が解除されたときは、委託料の額の100分の10に相当する額の賠償金を甲に支払わなければならない。

2 第14条第2項又は第3項の規定により契約を解除した場合において、乙に損害があるときは、甲は、その損害を賠償しなければならない。

3 乙は、その責めに帰すべき理由により委託業務の処理に関し甲に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。

- 4 前2項の規定により賠償すべき損害額は、甲乙協議して定めるものとする。
- 5 乙は、委託業務の処理に関し、第三者に損害を与えたときは、乙の負担においてその賠償をするものとする。ただし、その損害の発生が甲の責めに帰すべき理由による場合は、甲の負担とする。

(不正行為に伴う損害賠償)

第17条 乙は、この契約に関して、第15条各号の一に該当したときは、甲が契約を解除するか否かを問わず、賠償金として委託料の額の100分の10に相当する額を甲の指定する期間内に支払わなければならない。ただし、同条第1号、第3号及び第4号に掲げる場合において、排除措置命令又は審決の対象となる行為が、独占禁止法第2条第9項に基づく不正な取引方法(昭和57年公正取引委員会告示第15号)第6項に規定する不当廉売であるときその他甲が特に認めるときは、この限りでない。

- 2 甲は、実際に生じた損害の額が前項の委託料の額の100分の10に相当する額を超えるときは、乙に対して、その超える額についても賠償金として請求することができる。
- 3 前2項の規定は、委託業務が完了した後においても適用があるものとする。

(秘密の保持)

第18条 乙は、委託業務の処理に関し知り得た秘密を他に漏らしてはならない。

- 2 乙は、その使用する者が委託業務の処理に関し知り得た秘密を他に漏らさないようにしなければならない。

(個人情報の保護)

第19条 乙は、この契約による業務の処理をするにあたって個人情報を取り扱う場合には、別紙「個人情報取扱特記事項」を遵守しなければならない。

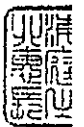
- 2 乙は、その使用する者が委託業務の処理に関し知り得た秘密を他に漏らさないようにしなければならない。

(管轄裁判所)

第20条 この契約について訴訟等の生じたときは、甲の事務所の所在地を管轄する裁判所を第1審の裁判所とする。

(契約に定めのない事項)

第21条 この契約に定めのない事項については、必要に応じ、甲乙協議して定めるものとする。この契約を証するため、本書を2通作成し、甲乙両者記名押印の上、各自その1通を保有するものとする。



令和4年4月1日

甲 恵庭市京町1番地

恵庭市

恵庭市長 原田 裕



乙 恵庭市牧場219番地の4

社会福祉法人 恵庭光風会

理事長 西 一 浩



個人情報取扱特記事項

(個人情報を取り扱う場合の基本的事項)

第1 乙は、この契約による業務を処理するに当たっての個人情報を取り扱う場合には、個人の権利利益を侵害してはならない。

(秘密保持の義務)

第2 乙は、この契約による業務を処理するに当たって知り得た個人情報を他に漏らしてはならない。また、この契約が満了し、若しくは契約を解除され、又は恵庭市障がい者総合相談支援センターの職員でなくなったときも同様とする。

(滅失、改ざん及びき損の禁止)

第3 乙は、この契約による業務を処理するに当たって甲から引き渡された個人情報を滅失、改ざん及び損傷してはならない。

(利用目的以外の利用及び第三者への提供の禁止)

第4 乙は、この契約による業務を処理するに当たっての個人情報を取り扱う場合には、個人情報を目的外に使用し、又は第三者に提供してはならない。

(再委託の禁止又は制限)

第5 乙は、この契約による業務を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、あらかじめ甲が書面により承諾した場合は、この限りでない。

(複写及び複製の禁止)

第6 乙は、この契約による業務を処理するに当たって甲から提供された個人情報が記録された資料等を甲の承諾を得ることなく複写し、又は複製してはならない。

(提供資料の返還又は廃棄義務)

第7 乙は、この契約による業務を処理するに当たって取り扱う個人情報が必要でなくなった場合には、甲の指示により、速やかに個人情報が記録された資料等を返還又は廃棄しなければならない。

(事故が発生した場合の報告義務)

第8 乙は、この契約による業務を処理するに当たって、個人情報特記事項に違反する事態が生じ、又は生ずるおそれのあることを知ったときは、速やかに甲に報告し、その指示に従わなくてはならない。

(違反に対しての契約の解除及び損害賠償義務)

第9 甲は、乙がこの契約による業務を処理するに当たって、個人情報特記事項に違反していると認めるときは、契約の解除及び損害賠償の請求をすることができる。

恵庭市障がい者相談支援事業仕様書

恵庭市保健福祉部障がい福祉課

目 次

1.委託業務名	2
2.委託期間	2
3.目的	2
4.相談支援センターの設置等	2
5.開設日・開設時間等	2
6.相談支援センターで実施する事業及び業務内容	2
7.職員体制	4
8.運営及び事業実施等に関する事項.....	5

障がい者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律
(平成17年11月7日法律第123号) については、以下法と表記
し、平成24年4月1日施行のものとする。

恵庭市障がい者相談支援事業仕様書

1 委託業務名

恵庭市障がい者相談支援事業

2 委託期間

令和3年4月1日から令和8年3月31日までの期間とする。

3 目的

本仕様書は、障がい者にとって地域で安心して暮らせるまちづくりを進めるにあたり、相談しやすい窓口体制の構築、障がい者の就労機会の拡大のための就労支援、及び、障がい者の虐待の防止等の援助を行い、障がい者が地域で自立した生活が送れるように支援するために設置する恵庭市障がい者総合相談支援センター（以後「相談支援センター」という）の運営及び相談支援事業等を委託することに関し、必要な事項を定めるものとする。

4 相談支援センターの設置等

- (1) 相談支援センターの名称
恵庭市障がい者総合相談支援センター
- (2) 相談支援センターの場所
恵庭市内で、利用者が利用し易い場所に設置することが望ましい

5 開設日・開設時間等

- (1) 開設日は、原則として、恵庭市の休日を定める条例（平成3年条例第10号）に規定する休日を除き開設するものとする。
- (2) 開設時間は、午前8時45分から午後5時15分とする。
- (3) 開設日及び開設時間の外においても、緊急時に連絡をとれるよう24時間365日の緊急連絡体制を整え、必要な措置を講じること。

6 相談支援センターで実施する事業及び業務内容

相談支援センターでは、法第77条第1項第3号等に規定する相談支援事業、就労相談・就労支援事業及び障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律第32条に規定する障がい者虐待防止センター事業並びにその他の事業を行うものとする。また各事業の対象者は法第4条に規定する障害者及び障害児（以下「障がい者等」という。）及びこれに準ずる者、障がい児の保護者又は障がい者等の介護を行う者等とし、詳細は次のとおりとする。

- (1) 相談支援事業
相談支援事業は、次に掲げる事業とする。
 - ① 障がい者相談支援事業
 - ② 相談支援機能強化事業
 - ③ 住宅入居等支援事業

① 障がい者相談支援事業

障がい者等、障がい児の保護者又は障がい者等の介護を行う者などからの相談に応じ、必要な情報の提供等の便宜を供与することや、権利擁護のために必要な援助を行うことにより、障がい者等が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるようにするものとし、次に掲げる業務を行うものとする。

- ア) 福祉サービスの情報提供、相談等の利用援助に関する業務
 - i 障がい者等の障がい程度や生活状況に応じて利用できる福祉サービスの情報の提供及び、サービス利用の申請援助
 - ii 指定特定相談支援事業者やサービス提供事業者との連絡調整、同行支援及び、サービス等利用計画の策定に至るまでの援助
- イ) 社会資源を活用するための各種支援施策に関する助言・指導等の支援に関する業務
 - i 国、道又は民間の各種制度やサービス（年金、保険、医療、就労、教育、住宅等）について障がい者等及びその支援者に対する情報提供、利用に至るまでの援助
- ウ) 社会生活力を高めるための支援に関する業務
 - i 障がい等の理解、不安解消、健康、生活リズム、家事、金銭管理、身だしなみ、家族関係等の生活の基本に関することの相談、支援
 - ii 就学、就労、子育て、人間関係、趣味、余暇活動などの社会と関わることの相談、支援
- エ) ピアカウンセリングに関する業務
 - i 自らも障がい者である者による相談、助言、グループ交流などによる自立と社会参加の促進、活動の場の拡充
- オ) 権利擁護のために必要な援助に関する次に掲げる業務
 - i 障がい者等に対する介護者等からの虐待を発見した場合の、迅速に保護するための措置
 - ii 成年後見制度の利用が必要と認められる場合の、関係機関と連携し、成年後見制度を利用することができるよう必要な支援の実施
 - iii 精神科病院を訪問し、入院患者の退院に向けた意思決定支援や退院請求等の権利行使の援助
- カ) 専門機関の紹介に関する業務

② 相談支援機能強化事業

相談支援機能強化事業は、前項の障がい者相談支援事業を円滑に実施するため、一般的な相談支援事業に加え、地域の相談支援体制の強化に関する次に掲げる業務を行い、特に必要と認める能力を有する専門的職員を配置する。

- ア) 地域の相談支援事業者に対する訪問等による専門的な指導、助言
- イ) 地域の相談支援事業者に対する研修会の企画・運営、日常的な事例検討会の開催、サービス等利用計画の点検・評価等の人材育成の支援
- ウ) 地域の相談機関との連携会議の開催等の連携強化の取組（自立支援協議会等）
- エ) 学校や企業等に赴き、各種情報の収集・提供や事前相談・助言

③ 住宅入居等支援事業

賃貸契約による公営住宅及び民間の賃貸住宅等の一般住宅への入居を希望しているが、保証人がいない等の理由により入居が困難な障がい者等に対し次に掲げる業務を行い、必要な調整等を行うものとする。

ア) 不動産業者に対する物件の斡旋依頼及び家主等との入居契約に係る手続の支援に関する業務

イ) 利用者の生活上の課題に対し、緊急に対応が必要となる相談支援及び関係機関との連絡、調整等に関する業務

(2) 就労相談・就労支援事業

就労相談・就労支援事業は、職業生活における自立に向けた就業及び日常生活・社会生活上の支援に関する次に掲げる業務を行うものとする。

- ① 障がい者及び家族等に対する、一般就労や福祉的就労等に関する相談支援、就労に関連する生活支援及び同行支援等に関する業務
- ② 企業や福祉事業者等に対する、障がい者雇用等についての相談支援に関する業務
- ③ 障がい者の職場探し、職場開拓などに関する業務
- ④ 障がい者の就労支援の関係機関等とのネットワークづくりに関する業務
- ⑤ 障がい者の就労支援の普及啓発に関する業務
- ⑥ 障がい者、家族、企業、福祉事業所等に対する研修や学習会等に関する業務
- ⑦ 障がい者の就労についての恵庭障がい福祉プランの進捗に関する業務

(3) 障がい者虐待防止センター事業

障がい者虐待防止センター事業は、障がい者虐待の防止、障がい者虐待を受けた障がい者の保護及び適切な養護者への支援等に関する次に掲げる業務を行うものとする。

- ① 障がい者虐待についての通報又は届出の受理
- ② 虐待を受けた障がい者の保護のための相談、指導及び助言に関する業務
- ③ 障がい者虐待の防止についての広報・啓発に関する業務
- ④ 障がい者の虐待防止の関係機関等とのネットワークづくりに関する業務

(4) その他、恵庭市が必要と認める業務

7 職員体制

(1) 職員は、センター長1名及び、少なくとも常勤換算で職員5名を配置することとし、以下のとおりとする。

- ① センター長（業務処理責任者）1名
- ② 障がい者相談支援事業担当 1名
- ③ 相談支援機能強化事業及び住宅入居等支援事業担当 3名
- ④ 就労相談・就労支援事業及び障がい者虐待防止センター事業担当 1名

職員体制	人数	専任・兼任の別
① センター長（業務処理責任者）	1名	他業務との兼任可
② 障がい者相談支援事業担当	1名	専任※
③ 相談支援機能強化事業及び住宅入居等支援事業担当	3名	専任
④ 就労相談・就労支援事業及び障がい者虐待防止センター事業担当	1名	専任※

※担当の業務に支障がない場合は、相談支援センターの他の業務に従事させることができる

- (2) 職員の資格として、社会福祉士、精神保健福祉士、保健師、相談支援専門員、介護支援専門員のいずれかの資格を有し、かつ障がい者の相談・援助業務についての経験がある者とする。
- (3) 相談支援センターの開設時間内については、最低1名以上の職員を相談支援センター事務室内に残し、相談業務等に対応できる体制をとること。

8 運営及び事業実施等に関する事項

(1) 基本的事項

- ① 相談支援センターの設置目的に基づき、中立・公正な事業運営を行うこと。
- ② 効率的な運営を行うこと。
- ③ 利用者ニーズの把握に努めること。
- ④ 関係法令等を遵守すること。

(2) 管理に関する事項

- ① 相談支援センターは、相談支援センター以外の事業と壁等で区画され、独立していること。
- ② 相談室は、壁等によりプライバシーの保護が保たれること。
- ③ 備品等は他の用途に使用しないこと。
- ④ 管理責任者を配置し、その者の氏名等を、配置後、速やかに、恵庭市に報告すること。これらの者を変更した場合も同様とする。
- ⑤ 安全管理に十分配慮し、災害時における利用者等の安全確保に努めるとともに、財産の保全を図ること。
- ⑥ 衛生管理に十分配慮し、定期的な清掃を実施するとともに、駐車場等相談支援センター周辺については、冬季間の除雪・排雪など、常に快適な利用ができるようにすること。
- ⑦ 災害、事故等の緊急事態発生時に備え、具体的な災害時対応計画を定めるとともに、緊急時の連絡体制を確保し、定期的に避難、救出その他必要な訓練を実施すること。また、事故発生時は、速やかに、恵庭市に報告すること。
- ⑧ 施設損がい賠償責任保険に加入すること。

(3) 経理等に関する事項

会計年度は、4月1日から翌年3月31日までとし、運営に要する経費は、人件費とその他の項目に分けて経理すること。

(4) 文書管理及び記録・帳簿等に関する事項

- ① 受託者は、相談支援センターの事業に係る下記にある諸記録等に関する帳票を整備しておくこと。
 - ア) 運営に関する帳票（事業運営計画書、事業実績報告書、事業報告書等）
 - イ) 利用者支援に関する帳票（利用者名簿、相談受付票、ケース記録、利用案内等）
 - ウ) 会計経理に関する帳票（経理規定、決算報告、出納帳等）
- ② 文書の管理については、恵庭市の文書管理規定に準拠し、書類の保管を行なうこと。
- ③ 受託者は、委託期間が満了し又は契約を解除されたときは、速やかに、相談支援センターに関する事務を整理し、記録及び帳票等を恵庭市が指定する者に引き継ぐこと。

(5) 報告等に関する事項

- ① 事業運営計画書

受託者は、委託事業を適切に行うために、毎年度4月30日までに事業運営計画書を作成し恵庭市に提出しなければならない。
- ② 事業実績報告書・決算報告書

受託者は、個別契約に定める委託契約期間が終了後30日以内に、事業実績報告書及び決算報告書を作成し恵庭市に提出しなければならない。
- ③ 自己評価調書

受託者は、毎年度9月分までを翌月15日までに、2月分までを翌月15日までに、「自己評価調書」を作成し、恵庭市に提出しなければならない。
- ④ 障がい者総合相談支援センター事業報告書

受託者は、毎月15日までに、前月の業務内容等を記載した障がい者総合相談支援センター事業報告書を作成し、恵庭市に提出しなければならない。

 - ア) 総合相談支援センターの利用等に関する事項
 - イ) 総合相談支援センターの業務に関する事項
 - ウ) その他恵庭市が指示する事項

(6) その他事業実施上の留意事項

- ① 省エネ及び省資源化に努め、地球環境の保全の視点に立って運営すること。
- ② 職員が職務においてあった事故・災害について、受託者の責任において保険に加入し補償すること。
- ③ 委託業務における恵庭市と受託者における責任、経費、リスク等の分担については、別に定める「恵庭市総合相談支援センター運営に係る責任及びリスク分担表（別紙）」のとおりとする。
- ④ 恵庭市の担当課との間で連絡調整会議を開催し、作成した日報・月報、業務記録等に基づく運営状況報告や今月のスケジュール・運営上の留意点等について、市側と情報を共有化する。
- ⑤ 受託者は、当該業務を履行するにあたっては、障がいを理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成25年法律第65号）第6条に規定する政府が定める基本方針及び同法第10条に規定する委託者が定める職員対応要領の趣旨のっとり、障がい者に対する合理的配慮の提供に努めること。
- ⑥ 本仕様書に定めのない事項及び仕様について生じた疑義については、恵庭市

及び受託者の双方で協議し、決定するものとする。